

令和元年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和元年	6 月 4 日	開会
令和元年	6 月 7 日	閉会

横 芝 光 町 議 会

令和元年6月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第12号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明	4
一般質問	26
宮 菌 博 香 君	26
森 川 貴 恵 君	44
秋 鹿 幹 夫 君	58
休会の件	71
散会の宣告	72

第 2 号 (6月7日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74
欠席議員	74
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した者の職氏名	75
開議の宣告	76

諸般の報告	76
一般質問	76
山崎義貞君	76
川島富士子君	91
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	108
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	108
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	109
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	110
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	112
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	113
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	113
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	114
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	115
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	116
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	117
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	117
特別委員会設置の件	118
議員派遣の件	119
請願及び陳情の件	119
日程の追加	123
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	123
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	124
閉会の宣告	124
署名議員	125

6 月 定 例 会

(第 1 号)

令和元年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第12号、報告第1号及び報告第2号について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮菌博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	林 雅弘 君	企画空港課長	平山貴之 君
財政課長	椎名富士男 君	環境防災課長	萩原浩己 君
税務課長	鈴木正広 君	住民課長	大木敏江 君
産業課長	熱田雅之 君	都市建設課長	川島敏彦 君
福祉課長	及川雅一 君	健康こども長	椎名 淳 君
食肉センター長	向後和彦 君	東陽病院長	渡邊 奨 君
会計管理者	秋葉義臣 君	教育長	齋藤 明 君
教育課長	椎名雄一 君	社会文化課長	川嶋 修 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	市原通雄	書 記	齋藤美紀
-----	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより令和元年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

2番 森 川 貴 恵 議員

15番 八 角 健 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月12日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月12日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願4件及び陳情3件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいので、ご報告します。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第12号、報告第1号及び報告第2号の上程、説

明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第12号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和元年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新議員の皆様をお迎えし、新たなスタートとなる議会でございます。皆様方には町の発展と住民福祉の向上のためご尽力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、5月臨時会におきまして、議会の新体制が発足したところでございますが、ここで改めまして議長に就任されました鈴木克征議員並びに副議長に就任されました鈴木和彦議員に対しましてお祝い申し上げます。

お二人には町議会を代表して多方面にわたり、ご尽力いただくことになろうかと存じますが、健康には十分ご留意されまして、円滑な議会運営のため、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

さて、町においても4月1日付で組織改編を行い、実情に合わせた新たな行政需要に柔軟に対応できる体制とした中で、本年度の事務事業をスタートさせたところでございます。限られた人員で最大の効果を発揮し、適切な行政運営とスピード感を持った施策の実現に努め

てまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、現在の町の動き等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました平成30年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は106億7,209万円、歳出総額は102億9,767万円で、形式収支では3億7,442万円の黒字となる見込みであります。このうち、事故繰り越しに係る今年度への繰越財源56万円を差し引いた3億7,386万円余りが、実質的な剰余金として今年度への繰越金となると見込んでおります。

また、平成30年度の町債借入額は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に9億1,110万円となる見込みであります。一方、一般会計に属する基金残高は40億6,746万円となる見込みで、主なものは財政調整基金21億6,360万円、公共施設総合管理基金7億4,947万円、地域振興基金3億9,463万円となっております。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は32億1,842万円、歳出総額は31億5,970万円で、形式収支では5,872万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億7,541万円、歳出総額は2億7,207万円で、形式収支では334万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は23億9,857万円、歳出総額は22億3,451万円で、形式収支では1億6,406万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は5,295万円、歳出総額は5,072万円で、形式収支では223万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億1,900万円、歳出総額は1億7,893万円で、形式収支では4,007万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万5,327人、病床利用率は69.4%で、前年度と比較しますと676人、病床利用率で1.9ポイントの増となりました。外来についても、前年度に比べ380人増の、延べ3万9,841人であ

りました。

続いて、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は15億1,128万円で、収益的支出は15億2,108万円で、収支差し引きでは980万円の赤字となりました。次に、資本的収入は1億3,278万円で、企業債償還金及び医療機器購入を主とした資本的支出は2億3,191万円となり、収支差し引きで不足する9,913万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

平成30年度は、入院患者並びに外来患者の増加や手術件数の増加により、医業収益は増収となりましたが、今年度開設予定の訪問看護ステーションや看護配置基準見直しに伴う看護師増員のほか、看護師確保のため奨学金貸付人数を拡大したことにより、人件費等を主とした医業支出も増加したこともあり赤字決算となりました。

以上、平成30年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、令和元年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について、述べさせていただきます。

初めに、横芝駅・成田国際空港間の新たな公共交通網の構築についてであります。今年2月に行われた国土交通省、千葉県、空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社で構成する「成田空港に関する四者協議会」において、A滑走路の運用時間変更について議論をいたしました。

会議では、成田国際空港株式会社から、当町を含む関係する自治体の地域振興策について、より一層協力していく旨の説明があったことから、当町といたしましては、横芝駅から成田国際空港を結ぶ新たなシャトルバスの運行を検討したいと考えております。

公共交通網の構築には、町地域公共交通会議での協議が必要となりますので、そのご意見をいただきながら早期実現に向けて検討を進め、しかるべき時期に町議会へ検討内容を報告させていただきたいと思っております。

続いて、閉校施設の活用事業計画の募集についてであります。5月9日開催の議会議員全員協議会においてご説明申し上げたとおり、令和2年3月をもって閉校する大総小学校及び南条小学校については、民間活力を導入し中長期的に町や地域の活性化につながる事業計画を幅広く募集することといたしました。

今月中には学校ごとに公募を開始し、8月下旬には優秀提案者を選定、その後、地区要望を調整しながら、年内には事業者を決定したいと考えております。

続いて、環境関係事業についてであります。5月26日の日曜日に行いました「町内一日清掃」は、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき、事故もなく無事に実施することができました。

ポイ捨てごみや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図れたものと認識しております。

また、6月9日の日曜日には「栗山川周辺環境ボランティア」活動として、町民の皆様、各種団体や事業所の参加をいただき、堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。

今後も町のシンボルである「栗山川」をはじめ、町内の環境美化を図るため、町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、健康こども課関係についてであります。今般の風しん患者数の増加に伴い、厚生労働省において、令和元年度より3年間、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、原則無料で抗体検査及び予防接種を受けることができる、風疹に関する追加的対策が講じられることとなりました。これはワクチンの効率的な活用のため、まずは風しんの抗体検査を受けていただき、当該検査結果により、十分な抗体価があることが判明した方を除き、定期接種を行うことができるとしており、これに伴う関連経費の補正予算案を本議会へ提出させていただいたところでございます。

続いて、教育課関係についてであります。本年度当初予算案に計上し、3月議会定例会でご承認をいただきました。学校給食費負担金の無償化につきまして、予定どおり本年4月から実施をいたしました。

制度の趣旨や内容等につきましては、町広報紙4月号に掲載いたしますとともに、各学校を通じて直接保護者の皆様へ文書を配布して周知したところでございます。

学校給食費負担金無償化による教育費負担の軽減、子育て支援の拡充が、選ばれる町の一助になることを期待するものであります。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げ

げます。

お手元の令和元年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料等の変更を行う必要が生じたことから、改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法附則第29条の9の規定により、当分の間、千葉県知事が賦課徴収を行うこととされている軽自動車税の環境性能割について、課税免除の規定を設けるため、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成30年4月から千葉県が国民健康保険事業の財政運営主体となり、本町が千葉県に国民健康保険事業費納付金を納付することとなったことに伴い、千葉県から示された国民健康保険事業費納付金額及び標準税率を参考に、国民健康保険税の税率の変更を行いたく、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町駅前広場条例を廃止する条例の制定についてであります。町が管理していた横芝光町駅前広場駐車場の土地について、平成31年4月1日から横芝光町駅前広場駐車場の運営に係る土地賃貸借契約を締結したことから、横芝光町駅前広場駐車場の設置及び管理等に関し必要な事項を定めた横芝光町駅前広場条例を廃止すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が10%に引き上げられることに伴い、低所得者への保険料のさらなる軽減強化を行うため、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。令

和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第7号 町道路線の認定及び変更についてであります。宅地開発行為に伴い道路の用に供する土地の帰属を受けたことによる町道路線の認定、及び起業用地整備に係るつけかえ道路用地との交換に伴う町道路線の変更をする必要が生じたため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第8号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。プレミアム付商品券事業のほか、個別予防接種事業、町立保育所事務費等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,506万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,506万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第9号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。3階病棟等改修工事の監理業務委託に要する経費に補正の必要が生じたため、資本的収支予算の支出を549万9,000円増額し、支出総額を3億8,157万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会教育長の齋藤明氏の任期が令和元年6月21日をもって満了となることから、押尾良晴氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるべく提案したものであります。

議案第11号及び議案第12号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員に欠員が生じたこと及び伊藤美佐子氏の任期が令和元年6月21日をもって満了となるため、補欠委員として上野敬蔵氏を、伊藤美佐子氏の後任として秋山武保氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるべく提案したものであります。

続いて、報告第1号 平成30年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費を設定したプレミアム付商品券事業ほか1事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第2号 平成30年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてであります。平成30年度横芝光町一般会計予算において、避けがたい事故のため年度内に支出の終わらなかった障害者福祉事務費ほか1事業に係る事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第1号 横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、冒頭町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料等の変更を行う必要が生じたことから、改正が必要となる関係条例6条例を一括して整理するため、横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

ピンクの議案つづり3ページとあわせまして、議案関係資料1ページ、新旧対照表のほうをごらんください。説明につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第1条から第6条までで、消費税率及び地方消費税率の改正に関する6つの条例の一部改正を行おうとするものでございます。

まず、第1条で横芝光町使用料及び手数料条例の一部改正を定めており、別表第1の(1)土地及び建物の行政財産使用料の表中、100分の108を100分の110に改正するものであります。

議案関係資料2ページをごらんください。

第2条で横芝光町営東陽食肉センター条例の一部改正を定めており、第9条使用料について、消費税率等に関する事項を定めるものであります。

議案関係資料3ページをごらんください。

第3条で東陽病院使用料及び手数料条例の一部改正を定めており、第2条第3項中、100分の108を100分の110に改正するものであります。

議案関係資料 4 ページをごらんください。

第 4 条で横芝光町農業集落排水処理施設条例の一部改正を定めており、別表第 2 の備考の 2 中、100分の108を100分の110に改正するものであります。

議案関係資料 5 ページをごらんください。

第 5 条で横芝光町法定外公共物管理条例の一部改正を定めており、別表第 1 の備考の 8 中及び別表第 2 の備考の 3 中、100分の108を100分の110に改正するものであります。

議案関係資料 6 ページをごらんください。

第 6 条で横芝光町道路占用条例の一部改正を定めており、別表の備考の 8 中、100分の108を100分の110に改正するものであります。

それでは、議案つづり 5 ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月 1 日から施行することとしております。

以上、議案第 1 号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第 2 号及び議案第 3 号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木正広君登壇〕

○税務課長（鈴木正広君） それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり 7 ページをごらんください。黄色の表紙の議案関係資料の数字も 7 ページとなります。

ピンク色の表紙の議案つづりでご説明させていただきます。

初めに、議案第 2 号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、地方税法附則第29条の 9 の規定により、当分の間、千葉県知事が賦課徴収を行うこととされております軽自動車税の環境性能割について、課税免除の規定を設けるべく、横芝光町税条例の一部を改正するものであります。

1 枚めくっていただき、9 ページをお願いいたします。

令和元年10月 1 日の消費税の引き上げに合わせ、自動車取得税が廃止され、燃費性能に応じた税負担となります環境性能割が導入されます。

本来、軽自動車税の環境性能割は、市町村が課税主体となり賦課徴収すべきものですが、地方税法附則第29条の 9 の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定により、当分の

間は道府県が普通自動車などの登録者とともに賦課徴収することとしております。

このことから、附則第15条の2の3として、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、千葉県の取り扱いと同様に環境性能割を課さないとする課税免除の規定を加えるものでございます。

なお、千葉県知事が環境性能割を課さない課税免除としている自動車につきましては、日本赤十字社が取得した救急自動車や、巡回治療または患者の輸送用に供する自動車等となります。附則におきまして、この条例の施行期日を令和元年10月1日とするものです。

以上で、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり11ページをごらんください。黄色の表紙の議案関係資料つづりは8ページとなります。

まず、ピンク色の表紙の議案つづりでご説明させていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、千葉県から示された国民健康保険事業費納付金額及び標準税率を参考に、国民健康保険事業の健全な運営を図るべく、税率を変更するために、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

11ページが一部改正の制定文で、1枚めくっていただき、13ページから次の14ページまでが改正文となりますが、改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、黄色の表紙の議案関係つづりの8ページをごらんください。

第3条から第5条までは基礎課税分、いわゆる医療分の規定となりますが、第3条は国民健康保険の被保険者に係る所得割に関する規定であります。現行の100分の7.2を乗じて算定するところ、これを100分の6.4に引き下げるものです。

第4条は国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割に関する規定で、現行の被保険者1人について2万4,000円を2万2,000円に引き下げるものでございます。

次の第5条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定であります。次の9ページに移りまして、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、現行の2万6,000円を2万3,000円に引き下げるものです。

また、このことに伴いまして、第2号の特定世帯及び第3号の特定継続世帯の世帯別平等割を、それぞれ1万5,000円と1万7,250円に引き下げるものです。

この特定世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1

人だけが国民健康保険に残った世帯でありまして、国民健康保険の資格を失った日の属する月以後5年を経過する月までの間は、国民健康保険税の平等割が2分の1軽減されます。

また、特定継続世帯とは、継続世帯となった後3年を経過する月までの間にある世帯であり、国民健康保険税の平等割が4分の1軽減されることとしております。

次の第6条及び第7条は、後期高齢者支援金等分となります。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割に関する規定であります。現行の100分の1.9を100分の2.1とし、また、第7条の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割に関する規定では、現行の1人について1万1,000円のところ、1万2,000円に引き上げるものであります。これは、県から示された標準税率に近づけるものでございます。

第21条は、国民健康保険税の減額となる所得の基準を定めた規定で、先ほどの第3条から第7条までの税率改正に伴いそれぞれ変更するものでありまして、第1号から第3号までは減額する額を規定しております。

第1号は7割軽減に関する規定であります。10ページに移りまして、アの基礎課税額の被保険者均等割につきましては、現行の1人について1万6,800円を1万5,400円に、イの基礎課税額の世帯別平等割につきましては、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万6,100円に、また、(イ)の特定世帯は8,050円に、(ウ)の特定継続世帯は1万2,075円とするものです。ウは後期高齢者支援金等課税額分となりますが、その被保険者均等割については、現行の1人について7,700円を8,400円とするものです。

第2号は5割軽減に関する規定であります。アの基礎課税分の被保険者均等割につきましては、現行の1人について1万2,000円を1万1,000円に、イの基礎課税額の世帯別平等割額につきましては、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万1,500円に、また、(イ)の特定世帯は5,750円に、(ウ)の特定継続世帯は8,625円とするものです。ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割につきましては、11ページに移りまして、現行の1人について5,500円を6,000円とするものです。

次の第3号は、2割軽減に関する規定であります。アの基礎課税分の被保険者均等割につきましては、現行の1人について4,800円を4,400円に、イの基礎課税分の世帯別平等割額につきましては、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を4,600円に、また、(イ)の特定世帯は2,300円に、(ウ)の特定継続世帯は3,450円とし、ウの後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割については、現行の1人について2,200円を2,400円とするものです。

次に、附則の説明をさせていただきます。ピンクの表紙の議案つづりに戻っていただき、14ページをごらんください。2行目からとなります。

附則第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものです。

附則第2項は適用区分で、改正後の規定は、令和元年度以後の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第2号及び議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 議案第4号 横芝光町駅前広場条例を廃止する条例の制定についての詳細の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり15ページをお開きください。

本案は、町長から提案理由で説明がありましたとおり、町が管理している横芝光町駅前広場駐車場の土地について、平成31年4月1日から横芝光町駅前広場駐車場の運営に係る土地賃貸借契約を締結したことから、横芝光町駅前広場駐車場の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めた横芝光町駅前広場条例を廃止するものでございます。

ここで、横芝光町駅前広場についてご説明をさせていただきます。

横芝光町駅前広場につきましては、駐車場をもって構成され、平成6年に設置され、当初は駐車場管理業務を委託で行ってまいりました。平成20年4月から指定管理制度を導入し、指定管理業務を委託してまいりました。平成31年4月、今年度からの3年間を指定管理すべく、昨年10月に募集を行いました。応募はありませんでした。

このような結果から、指定管理は難しいと考え、駅前広場駐車場部分の土地を賃貸する公募型プロポーザルの募集を行い、本年2月に審査会を開催して、内容、実績ともにすぐれていた企業と土地の賃貸借契約を締結したものでございます。そして、4月からはその企業が駐車場を運営しているところであります。

したがって、町で駅前広場駐車場の管理運営を行わなくなったことから、横芝光町駅前広場駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めた横芝光町駅前広場条例を廃止するものでございます。

1枚めくっていただき、17ページをごらんください。

廃止する条例の制定文でございます。

横芝光町駅前広場条例を廃止する条例。

横芝光町駅前広場条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げまして、議案第4号の説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 議案第5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税の合計が10%に引き上がることに伴い、低所得者への保険料のさらなる軽減強化を行うため、横芝光町介護保険条例の一部を改正すべく提案するものでございます。

資料につきましては、ピンク色の議案報告つづり19ページから22ページの改正文と、黄色の議案関係資料12ページと13ページになりますので、ご用意願います。

議案関係資料12ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

1つ目として、第2条第1項中の「平成32年度」を、「令和2年度」と元号を改めるものでございます。

次に、同条第2項中では、条文の整理と元号及び介護保険料を改めるものであります。「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る」を削り、「該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度」を「掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度」に、「2万5,300円」を「2万1,150円」に改めました。

続きまして、同条に次の2項を加える必要がありましたので、3項では「前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,150円」とあるのは、「3万5,250円」と読み替えるもの」とし、第4項では「第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,150円」

とあるのは、「4万890円」と読み替えるものとする」を追加いたしました。

参考といたしまして、13ページに介護保険料の変更についての表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

上段の表は、現行の介護保険料でございます。下段の網掛け部分の第1段階から第3段階が、今回改正となる部分になります。

以上のように、低所得者の保険料のさらなる軽減強化を図るべく、一部を改める条例が必要になったことから、改正するものでございます。

最後に、ピンク色の議案報告つづりの21ページと22ページをごらんください。

本改正に伴い、附則につきましても第1項では施行期日を、この条例は、公布の日から施行すると定め、第2項では経過措置を、改正後の横芝光町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるといたしました。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 次に、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

本案は、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

ピンクの議案つづり23ページと、あわせて議案関係資料つづり14ページの新旧対照表をごらんください。

別表第一中「香取市東庄町病院組合」を削り、別表第二、第三条第一項第一号に掲げる事務及び第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「香取市東庄町病院」を削り、15ページをごらんください。第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「香取市東庄町病院組合」を削る

ものでございます。

ピンクの議案つづり25ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は、令和元年9月1日から施行するとしております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時53分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第7号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 議案第7号 町道路線の認定及び変更についての詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづり27ページをお開きください。

議案第7号 町道路線の認定及び変更について。

道路法第8条及び第10条の規定により、別紙のとおり町道路線を認定及び変更するものでございます。

1枚めくっていただきまして、29ページをごらんください。

認定路線につきましては、記載の1路線、A348号線で、町長から提案理由説明で申し上げましたとおり、宅地開発に伴い道路の用に供する土地の帰属を受けたことによる町道路線の認定でございます。

次に、変更路線につきましては、記載の1路線、B078号線で、起業用地整備に係るつけかえ道路用地との交換に伴う町道路線の変更でございます。

黄色の議案関係つづり16ページをお開きください。

町道A348号線、認定箇所についてご説明いたします。

地区は本町区でございまして、図面上が北方向となります。認定路線は、図面左下の横芝上町郵便局から約200メートル東に位置し、緑色の部分が宅地開発された区域で、その中の赤色の線が町道路線の認定箇所でございます。起点は県道横芝・下総線側の赤い丸印、終点が矢印で、延長は156.3メートルで、幅員は5メートルから6メートルでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

町道B078号線、路線変更箇所図、変更前について説明いたします。

地区は遠山地区で、図面上が北方向となります。青色の線が町道路線で、起点につきましては、松尾横芝インター入り口から主要地方道、県道になりますが、成田・松尾線、これは通称はにわ道路と言っております。南へ約500メートルに位置する青色の丸印で、終点が矢印でございます。延長は675.34メートルで、幅員は3.45メートルから8.75メートルでございます。緑色の部分が起業用地でありまして、町道が挟まれている状況となっております。

この路線を次のページのとおり変更するものでございます。

次の18ページをごらんください。

赤色の線が変更路線で、赤の丸印が起点で、変更前と比較して、起点が約50メートル北方向に移動するもので、そこから終点までの変更はございません。延長は650.66メートルで、幅員は3.45メートルから9.5メートルでございます。緑色の部分が起業用地でございまして、企業用地整備に係るつけかえ道路用地との交換に伴う町道路線の変更でございます。

なお、この変更に伴い、町道が県道、通称はにわ道路と交差する部分が、変更前は鋭角だったのに対し、変更後はおおむね直角になることや、起業用地に挟まれないことから、通行が安全に図られるようになるものでございます。

ピンク色の議案つづり29ページをごらんください。

認定路線整理番号1、路線名A348号線は、起点を横芝字西松ヶ枝694-33、終点を古川字水田前19-9といたしまして、延長156.3メートル、幅員5メートルから6メートルとするものでございます。

次に、変更路線整理番号1、路線名B078号線は、変更前を起点遠山字小山193-13、終点を遠山字上橋213-4といたしまして、延長675.34メートル、幅員3.45メートルから8.75メートル、変更後、起点を遠山字小山193-15、終点を遠山字上橋213-4といたしまして、延長650.66メートル、幅員3.45メートルから9.5メートルとするものでございます。

以上、町道路線を認定及び変更するものでございます。

以上で、議案第7号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 議案第8号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書をごらんいただきたいと思います。

元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度横芝光町一般会計予算の名称を令和元年度横芝光町一般会計予算と読みかえ、また、元号による年表示につきましても、令和に読みかえるものといたしますので、ご理解をお願いいたします。

令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,506万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,506万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページにつきましては、第1表、歳入歳出予算補正、また、4ページから6ページにつきましては、歳入歳出それぞれの事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金3,812万5,000円は、本年10月に予定されております消費税率10%への引き上げに伴い実施するプレミアム付商品券事業に要する経費を、事務費補助金と事業費補助金として国から受け入れるものでございます。プレミアム付商品券事業は全額国の負担で実施されます。

3目衛生費国庫補助金271万9,000円は、疾病予防対策事業費等補助金で、風しんの追加対策として風しん抗体検査及び予防接種等に係る事業費基準額の2分の1の額を国から受け入れるものでございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金910万円は、子ども・子育て支援事業補助金で、本年10月から実施する幼児教育・幼児保育の無償化に伴うシステム改修に係る経費に対する人口に応じた定額補助でございます。

20款繰越金は、本補正予算の財源として1,512万9,000円を充てるものでございます。

21款諸収入の7項1目雑入は、健康こども課の臨時保育士に係る雇用保険料労働者負担分8,000円の減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出です。

歳出につきましては、右側、説明欄の黒丸、事業ごとなんですけれども、この黒丸ごとにご説明のほうをさせていただきます。

2款総務費の1項7目財産管理費のその他財産管理臨時事業9万3,000円は、大総小学校及び南条小学校の閉校後の活用事業計画の募集に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、小学校ごとに設置する跡地活用プロポーザル審査委員会委員の報償費と食糧費です。なお、審査委員会委員はそれぞれ13名を予定しております。

3款民生費の1項1目社会福祉総務費の社会福祉協議会運営費補助事業と、9ページの3目障害者福祉費の地域生活支援事業は、社会福祉協議会内の人事異動に伴う人件費分131万9,000円の増減調整でございます。

8ページに戻りまして、プレミアム付商品券事業3,812万5,000円は、ことし10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げに係る対策として、低所得者及び平成28年4月2日からことし9月30日までの間に生まれたお子さんのいる子育て世帯を対象に、プレミアム付商品券を推進するための事業費でございます。

事業費の内訳といたしましては、職員の時間外勤務手当や臨時職員の賃金、商品券の発行に係る事務経費のほか、商品券の販売及び換金等に係る事業補助金でございます。

なお、プレミアム付商品券事業は、福祉課、健康こども課、産業課の3課で合同実施することとなっておりますが、関係予算につきましては民生費で計上しておりますのでございます。

9ページ、2項4目保育所費の町立保育所事務費64万1,000円は、臨時保育士採用に係る経費の調整でございます。本年4月より臨時保育士3名の採用を予定しておりましたところ、うち1名が人材派遣対応となったことから、臨時保育士1名分の共済費と賃金を減額いたしまして、その分を人材派遣業務の委託費に組み替えたものでございます。

保育委託事業990万円は、本年10月から実施される幼児教育・幼児保育の無償化に伴う子ども・子育てシステム改修委託費でございます。

なお、本事業には、先ほどの歳入の民生費県補助金910万円が充当されます。

4款衛生費の1項2目予防費の個別予防接種事業689万6,000円は、国の風しん対策追加事業に係る経費でございます。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男

性を対象に、風しん抗体検査及び予防接種を実施するもので、これに係る予防接種案内通知、予診票印刷費、郵送に係る通信運搬費、国保連合会への代行事務手数料のほか、医療機関での受診に係る個別予防接種委託料と健康管理システムの改修委託料や電算処理委託料等の経費でございます。

なお、本事業には、歳入にございました衛生費国庫補助金271万9,000円が充当されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項5目農地費の地域排水管理事業19万9,000円は、宮川地先、橋場地区になります。1カ所の排水路の補修工事につきまして、大根土地改良区との負担割合に基づき、事業費の2分の1を町が地域排水整備事業負担金として負担するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費の企業誘致促進事業19万5,000円は、企業訪問のための普通旅費と企業誘致に係る情報提供や技術指導等をサポートして頂けます一般財団法人日本立地センターの年会費でございます。

8款消防費、1項4目災害対策費の防災対策事務費50万円は、栗山南部二区におきまして自主防災組織が設置されましたことから、備蓄機材等の購入を補助する自主防災組織設置促進事業補助金を支出するものでございます。

9款教育費、2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業851万6,000円は、大総小学校用地の境界確定に係る経費で、境界立会用消耗品と測量業務委託料でございます。

12ページ及び13ページは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。プレミアム付商品券事業に係る時間外勤務手当が増額となっております。

以上、議案第8号 一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） それでは、議案第9号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第9号の補正予算書をお願いいたします。

1ページでございますが、初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度横芝光町

病院事業会計予算の元号による年表示を令和に読みかえるものとしております。

第1条につきましては、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正で、(4)の主なる建設改良事業の事業費の病院改築事業費、補正前の額1億2,259万6,000円に549万9,000円を補正し、合計を1億2,809万5,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、支出の1款1項建設改良費、補正前の額1億8,528万1,000円に549万9,000円を補正し、合計額を1億9,078万円とするものでございます。

なお、この補正により、財源として使用いたします過年度分損益勘定留保資金の額を、当初の9,811万9,000円から1億361万8,000円に改めるものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

3ページの下段の表、補正予算説明書をごらんください。

資本的収入及び支出の支出であります。1款1項1目1節の委託費549万9,000円の補正は、3階病棟等改修工事監理業務委託料で、3階病棟等改修工事の実施に当たり、既存の入院患者を初め、必要な病床数を確保しつつ工事を行うには、工程を分け、入院患者を移動させながら、効率的に工事を行わなければならないことから、患者の安全確保を工程ごとに確認し、進捗状況等を監理監督する監理者が必要となるため、当該事業の監理業務を委託するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号ないし議案第12号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） 議案第10号ないし議案第11号、議案第12号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第10号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてご説明をさせていただきます。

本案は、横芝光町教育委員会教育長の齋藤明氏の任期が令和元年6月21日をもって満了となることから、新たに教育長を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものであります。

ピンクの議案つづり31ページをごらんください。

横芝光町横芝在住、押尾良晴氏、67歳を任命しようとするものであります。

押尾氏は昭和51年4月、九十九里町立九十九里中学校教諭を振り出しに、山武郡内小・中学校教頭及び校長を歴任されるとともに、昭和63年4月、千葉県教育委員会体育科保健体育主事、平成元年6月千葉県教育委員会生涯学習部体育科指導主事として、6年間にわたり県内公立学校の保健体育の推進に指導行政を行いました。平成6年4月には千葉県教育長山武地方出張所管理主事となり、管内小・中学校の管理業務を適正に指導するとともに、教育委員会との連携強化に努めました。平成14年4月には成東町教育委員会学校教育課長、平成16年4月には千葉県教育庁教育振興部体育科学校体育室長、平成18年4月には山武市教育委員会教育部学校教育課長を歴任し、県の体育教育のみならず、学校教育の発展に寄与されました。平成20年4月からは横芝光町立横芝中学校長として着任され、その後4年間にわたり生徒の健全育成、教職員の人材育成や意欲向上を念頭に置いた学校経営を実践されました。平成29年8月から横芝光町教育委員会教育委員に就任し、本年6月3日付で辞職されるまでの間、これまでの経験を生かし、学校教育の充実発展のためにご尽力をいただきました。

このたび提案いたします押尾氏は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見をお持ちの方であり、横芝光町教育委員会教育長として適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第11号及び第12号についてご説明をいたします。

ピンクの議案つづり33ページ及び35ページとなります。

この2議案につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会委員に欠員が生じたことによることと、伊藤美佐子氏の任期が本年6月21日をもって満了することから、新たに教育委員を任命したく議会の同意を求めるものでございます。

ピンクの議案つづり33ページ、議案第11号は、横芝光町横芝在住、上野敬蔵氏、68歳を任命しようとするものであります。

上野氏は昭和48年4月、横芝町立横芝中学校教諭を振り出しに、長きにわたり教育現場で活躍され、退職までの間に東上総教育事務所主任社会教育主事や山武郡内小学校の校長を歴任されました。平成20年4月、横芝光町立横芝小学校長として着任され、その後3年間にわたり教職員個々の指導力及び能力、資質の向上を図り、地域に信頼される学校づくりに努めるなど、長年教育行政の発展にご尽力されるとともに、平成23年4月より人権擁護委員として法務大臣から任命され、人権教育や啓発などの人権擁護活動に積極的に取り組まれております。

続いて、ピンクの議案つづり35ページ、議案第12号は、横芝光町横芝在住、秋山武保氏、52歳を任命しようとするものであります。

秋山氏は、平成22年4月から横芝小学校PTA会計監査として本部役員となり、その後、PTA会長、顧問等を歴任し、7年間にわたり横芝小学校のPTA本部役員を務められました。平成28年4月から横芝中学校PTA会長として本部役員となり、この年、山武郡市PTA会計もあわせて歴任をされました。その後、PTA顧問となり、3年間にわたり横芝中学校PTA本部役員を務められました。

秋山氏は保護者としての立場で、町学校教育行政の推進にご尽力されるとともに、町の振興施策である地域創生に関する委員や観光協会アドバイザーなどを務め、積極的に町の振興業務にも取り組まれております。

このたび提案する2名の方は人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見をお持ちの方であり、横芝光町教育委員会委員として適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、議案第10号から議案第12号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号及び報告第2号について、財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） それでは、報告第1号についてご説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづりの37ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 平成30年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてでございますが、これは地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費の繰越計算書を議会に報告するものでございます。

繰越明許費は、事業の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのものについて、予算で定めることにより翌年度に繰り越しができる経費でございます。

繰り越しをいたしました2事業とも、平成30年度、国の二次補正予算で予算化されたものの、実施期間が短く、年度内の完了は困難な見込みになったため、町3月補正予算で繰越明許費を設定したものでございます。

3款民生費、プレミアム付商品券事業210万5,000円は、今年度に事業実施いたしますプレミアム付商品券の販売に係る準備経費としての電算システム改修委託料でございます。

5款農林水産業費、担い手確保経営強化支援事業2,349万1,000円は、小堤営農組合のコン

バイン1台、田植え機1台と篠本営農組合のトラクター1台、汎用コンバイン1台の購入に係る補助金でございます。繰越額は、額の確定によりまして13万9,000円を減額した2,335万2,000円となりました。

なお、計算書中の財源内訳にございますように、繰り越した2事業の合計額2,545万7,000円の全額が国・県支出金で充当されるものでございます。

続いて、報告第2号に移ります。

恐れ入ります、39ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号 平成30年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告についてでございますが、これは地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、事故繰越しの繰越計算書を議会に報告するものでございます。

事故繰越しは、本来ならば年度内に支出が完了するはずの事業が避けがたい事故によりまして完了しなかったために、翌年度に繰り越した経費でございます。

3款民生費、障害者福祉事務費16万円は、障害児施設整備事業補助金を活用した多機能型障害児通所施設の建設現場におきまして、ことしの2月24日に発生した室内電気配線の盗難被害によりまして工事に遅延が生じ、年度内に事業が完了しないことから、補助金額の一部を繰り越したものでございます。

5款農林水産業費、被災農業者向け経営体育成支援事業120万4,000円は、昨年の台風24号でパイプハウスに被害が生じた被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の対象者お二人が、復旧作業を発注している施工業者に同種の受注が集中してしまったことから着工がおくれまして、年度内に事業が完了しないことから、当該補助金額を繰り越したものでございます。

なお、計算書中の財源内訳にございますように、繰り越しする2事業の合計額136万4,000円のうち、国・県支出金が80万4,000円、一般財源が56万円となっております。

以上で、平成30年度横芝光町一般会計繰越明許費及び事故繰越し繰越報告とさせていただきます。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号 平成30年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第2号 平成30年度横芝光町一般会計事故繰越し繰越報告については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時43分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

宮菌博香議員。

[5番議員 宮菌博香君登壇]

○5番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、先輩議員並びに同僚議員がいる中ではありますが、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、さきの町議会議員選挙において、大勢の皆様のご支援をいただき、2期目の当選を果たすことができました。

今、この席に立ちますと、責任の重さと、ご支援をいただきました皆様の期待の大きさを改めて感じる次第であります。

私は、ご支援いただきました皆様同様、現在の横芝光町は、地域間競争の時代の中、将来に不安が残るような状況に見えます。

そこで私は、さきの選挙戦では、キャッチコピーを「真のふるさとを築こう」と声を大にして有権者の皆様に呼びかけました。

具体的には、1点目として、成田国際空港と共生共栄をし、空港南側の発展を図るため、当町が要望した地域インフラ整備を行っていただき、若者が定住できるような環境をつくるということと、周辺対策交付金の増額による町独自のまちづくりを展開していくということでもあります。

2点目として、基幹産業である農業の活性化を図るということでもあります。

3点目として、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりと言われるように、その

もととなる教育のさらなる充実を図るということです。

それらを踏まえ、大綱3点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、教育関係について3点お伺いいたします。

1点目として、いじめ対策についてお伺いします。

言うまでもなく、少子化の中、当町の子供たちは家庭の宝物であり、町の財産でもあります。そして無限大の可能性を秘めています。その子供たちの可能性を大きく引き出すのが教育だと思えます。

しかしながら、最近、若年層の自殺などの報道や新聞記事が多く出ているように思われます。その原因はいろいろありますが、学校でのいじめが原因となることもあります。

当町では、いじめということは聞かれていませんが、こういうときほど気をつけておこななければならないと思えます。

そこで、当町はいじめ対策はどのように行われているのか。また、いじめを発見した場合にはどのような対応をしているのか。いじめを受けた子供がいた場合には、どのようなケアをしているのかお伺いいたします。

2点目として、働き方改革に伴う中学校部活動等への対応についてお伺いいたします。

言うまでもなく、教職員の長時間勤務が問題となり、部活動の練習時間が短縮されましたが、保護者や部活動に加入している生徒からは、部活動も充実させていただきたいという多くの意見も聞かれます。それらを踏まえますと、外部指導者の確保は避けて通れないものと思えますが、いかがなものかお伺いします。

あわせて、中には勉強したいという児童・生徒もいると思えますので、それらに対する対応についてもお伺いをいたします。

3点目として、横芝小学校改築計画の進行状況についてお伺いします。

私が言うまでもなく、横芝小学校は、昭和39年に西側校舎の一部を2階建て鉄筋コンクリート建築をしたことを皮切りに、昭和40年、43年、46年、48年までの間に建て増しして建築しました。そして、新校舎は昭和53年に1階部分を、55年に2階部分を建築しました。

このように、つなぎだらけの校舎になり、本校舎経過年数は古いところで56年、平均でも48年が経過しています。このような状況から、子供たちの教育環境を踏まえると、抜本的な改修を視野に入れ、検討していただきたい旨、全議会議員総意によりお願いをしているところでもあります。どのような状況になっているのかお伺いします。

続きまして、大綱2点目としましては、行財政運営について3点お伺いします。

1点目として、はり・きゅう・マッサージ助成券の縮小についてであります。平成29年度、75歳以上の助成券延べ利用人数は1,799人、平成30年度の75歳以上の助成券延べ利用人数は2,192件で、393人伸びています。

しかしながら、今年度から月2枚利用できていたものを1枚にしてみました。この影響額は、年間約100万円程度になると思います。利用度が上がっているものをなぜ縮小したのかお伺いします。

2点目として、給食費無償化に伴う子ども・子育て支援策の整合性についてお伺いします。

今年度から保護者負担分の給食費約7,500万円を全額町の予算で負担することになりました。政策としてはよいものだと思いますが、町の財政力からすると単費で持つことはかなり負担になることと思いますが、このようなことにより、他の分野に影響が出てはならないと思います。

そこで、他の子ども・子育て分野等で、保護者負担がふえることのないように整合性を図っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目として、計画行政の推進についてお伺いします。

財政と企画、相反するものを分離したことにより、きめ細かな計画行政が推進されることを大いに期待する一人であります。まさに地域間競争に勝ち抜き、時代に合ったまちづくりを進めるには、財政力に乏しい当町としては、企画力によって頑張っていくしかありません。改めて事務事業の全体的な見直しを行うとともに、新規事業については、投資的効果のあらわれる事業を行っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱3点目としましては、農業関係について2点お伺いします。

1点目として、基幹産業である農業をどのように考えているのかについてお伺いします。

言うまでもなく、当町の基幹産業は農業であり、農業に元気がなくなった場合は、町全体として活気がなくなってしまいます。

現在、農業従事者は高齢化の一途をたどり、農家数も減少傾向にあります。しかしながら、一方では農業で生計を立てていこうとしている農家もあります。今後は、それらの農家が活性化するような具体的な施策を行うことが必要と思います。そのためには、農業振興会などとの懇談会等を定期的に行い、農業者のニーズ等を的確に捉えることが必要と思われませんが、町当局のお考えをお伺いします。

2点目として、後継者確保対策についてお伺いします。

後継者が確保できないということは、一言で言うと現在の農業に魅力がないということだ

と思います。しかしながら、農業を行うことにより、多くの所得や、それぞれの夢が抱けるような職業になることにより、必然的に後継者は確保できるようになると思います。今はそのための基盤をつくる時期だと思いますが、町当局のお考えをお伺いします。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔5番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは行財政運営についての計画行政の推進についてと、農業関係についての基幹産業である農業をどのように考えているのかのご質問にお答えさせていただきます、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、計画行政の推進についてであります。町を取り巻く社会情勢は、成田空港の更なる機能強化の合意や、首都圏中央連絡自動車道大栄・横芝間の本格的な工事開始などにより、急激に大きな変化をしております。その時代の変化に柔軟かつ的確に対応するため、町役場組織の見直しを行い、本年4月より企画財政課を企画空港課と財政課の2課に分離し、変更いたしました。

今後は、新組織体制のもと、それぞれの役割を明確にし、安定した財政運営を維持しつつ、より効果的、効率的に町の最上位計画であります第2次横芝光町総合計画を初め、その他の関連計画に基づき、各種施策を着実に実施することで、町の将来像であります「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現を目指してまいります。

次に、基幹産業である農業をどのように考えているのかについてお答えさせていただきます。

当町の農業は、水田農業を中心に露地野菜や施設園芸を組み合わせた複合経営が主体で、水稻を中心に産地指定されているネギやトマト、スイートコーンが多く生産され、カボチャやニンジンなども盛んで、各市場から大変喜ばれているところでございます。

そのような中、世界的規模で食料不足が危惧されている今日、日本の食料自給率の向上は大きな課題となっており、今後の農業は今まで以上に注目を集めると考えております。

平たんな地形と豊富な水資源を有する当町の農業は、篠本新井土地改良区などの先進事例や、高収益作物の経営にチャレンジしている方々もおり、より一層の機能性、効率性を進めることで、町発展の大きな原動力となると大きな期待を寄せているところであります。

現在、農産物の価格低迷や担い手不足などの課題はございますが、今後も横芝光町の基幹産業である農業の維持発展のために、行政としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 宮菌博香議員の大綱1点目、教育関係についてのご質問のうち、働き方改革に伴う中学校部活動等への対応についてお答えいたします。

文部科学省は平成29年12月に、中央教育審議会がまとめた学校における働き方改革に関する総合的な方策を踏まえ、学校における働き方改革に関する緊急対策を策定し、平成30年2月に全国の教育委員会に対し、学校現場における業務改善及び勤務時間管理に係る取り組みの徹底を通知いたしました。

この中で、勤務時間の管理については、教職員の勤務時間の管理は、校長や教育委員会の責務であるとしている、平成29年1月に厚生労働省が策定した労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインによるとしています。

また、業務改善のうち部活動については、スポーツ庁が平成30年に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン、文化庁が平成30年12月に文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定し、通知をいたしました。

町教育委員会では、これらの情勢を踏まえ、年度当初の校長会を通じ、各校ごとにタイムレコーダーで教職員個々の出退勤時間を把握し、勤務時間の改善を図ること。さらに、当町の策定の学校における働き方改革プランⅠ、部活動ガイドラインⅢを詳細に説明し、教職員全員が内容を把握、理解するとともに、実践の共有を厳守するよう指導しました。

全国的に教職員が部活動に費やす時間は長く、特に中学校においては顕著で、当町でも同様であります。スポーツ省や文化庁の部活動に関するガイドラインでは、週当たり2日以上休養日を設け、土日は少なくとも1日以上休養日とする。1日の活動時間は平日では2時間程度、休養日は3時間程度とする。校長は、年度当初の活動方針を策定し、教職員へ提示

するとともに、保護者へ説明し理解を求める。また、毎月の活動計画及び活動実績を確認し、適宜指導や是正を行う。顧問は年間の活動方針を作成するとともに、部活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する等が示されております。

町教育委員会としましては、これまでも各学校への各種行事の削減、調査等依頼の自粛、出張を伴う会議の削減、ICT化による一部事務量の削減などに取り組み、教職員の多忙さの軽減に努めてきました。

一方、校長会や教頭会を通じて管理職のリーダーシップを発揮して、校務の効率化に努め、責務を果たすよう求めてきたところでございます。

当町における平成30年度1年間のトータル平均では、過労死ラインと言われる1週間当たりの在校時間が60時間、1日12時間を超えている教職員は、小学校で35.2%、中学校で44.4%となっています。特に1学期や2学期の初めは80%を超える学校もありますが、全体的にはこれは減少しております。部活動だけの要因ではないにしても、勤務時間の改善が図られつつあるというふうに考えております。

部活動のガイドラインでは、特に部活動顧問教員の意識の改革、保護者の部活動に対する意識の改変、外部指導者の活用、複数の学校による合同部活動、地域スポーツクラブとの連携、休日開催の大会の見直しなど、将来に向けた改善の提言も示されております。

町教育委員会では、学校における働き方改革を推進しながら、教職員、生徒と双方に有効な学校教育活動の運営を支援していきたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 宮藺博香議員の教育関係についてのご質問のうち、いじめ対策についてと、横芝小学校改築計画の進行状況についてお答えします。

初めに、いじめ対策についてであります。いじめ対策といたしましては、第一にいじめの未然防止、次にいじめの早期発見、そして迅速な初期対応が重要であることから、町内小・中学校では、学校いじめ防止基本方針を策定し、日々、未然防止と早期発見に努めておりますとともに、いじめが認知された場合には、迅速かつ適切に対応に当たることを基本姿勢として取り組んでおります。

未然防止対策といたしましては、いじめを生まない学校の風土づくりとして、いじめは絶

対に許さないという指導の徹底や、個に応じた学習指導の充実による、わかる授業の実践、さらには道徳教育、人権教育の実施による豊かな心の育成に努めているところです。

いじめの早期発見につきましては、教職員の気づきが基本となりますので、定期的な職員会議や生徒指導部会において、いじめに関する研修や情報交換を行いながら、教職員の資質の向上を図っているほか、スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置、いじめ相談窓口、いじめ相談ダイヤルの活用、全児童・生徒を対象としたいじめアンケートの実施、さらには、年2回の教育相談週間で、全児童・生徒からいじめを含むさまざまな相談事を直接聞く機会を設けるなど、児童・生徒が発するいじめのサインやSOSを見落とすことのないよう、その実態把握に努めているところです。

いじめが認知された場合には、各学校に設置されているいじめ防止対策委員会で速やかに事実確認を行い、速やかに対応を協議し、被害児童・生徒への支援、加害児童・生徒への指導、保護者との連携などを行い、問題解決に当たっています。

今後も、町内小・中学校に通う児童・生徒が、将来の夢や希望の実現に向け、安心して学習や諸活動に打ち込めるよう、学校との連携を緊密にし、いじめ対策の一層の推進に努めてまいります。

続きまして、横芝小学校改築計画の進行状況についてお答えします。

横芝小学校の改築に関しましては、平成30年度に既存校舎等の耐力度調査を実施し、その結果、体育館を含めた既存校舎の改築事業に対し、国庫補助事業の適用を受けられる見込みとなりました。

また、成田空港の更なる機能強化に関し、周辺地域の公共施設などの計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について定めた成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる成田財特法の規定による成田国際空港周辺地域整備計画の中に、町が要望を行っておりました横芝小学校改築事業が盛り込まれました。これによりまして、国庫補助につきましては、通常の補助に加え、国の財政上の特別措置による補助が見込めることとなりました。

次に、今年度の横芝小学校改築に向けた取り組みといたしましては、当初予算に計上し、ご承認いただきました新校舎等の配置を検討するための基礎調査を実施する予定であります。

また、現在、横芝小学校改築に係る検討委員会の設立準備を進めているところであります。今年度は基礎調査資料に基づく新校舎等の配置計画などにつきまして、検討委員会の協議をお願いする予定であります。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 宮菌博香議員の行財政運営についてのご質問のうち、はり・きゅう・マッサージ助成券の縮小についてお答えいたします。

はり・きゅう・マッサージ等施設利用者助成につきましては、町に施術者登録をしている町内外36施設を利用する方に対して、施術に要する費用の一部を助成し、健康保持及び増進の一助として実施しておりますが、社会保険各法及び生活保護法に規定する医療扶助の適用を受ける施術には、利用券を使用することができないこととなっております。

当該事業の縮小につきましては、事業再構築のレビューにより、事務事業に対して必要性、妥当性、有効性等、幾つかの視点から評価を行い、今後の実施方針や見直し方向を検討してまいりました。その結果を執行に反映させるべく、対象年齢75歳以上への引き上げによる縮小や、75歳以上の助成枚数を2枚から1枚へ削減する改善策が挙げられておりましたが、健康の保持及び増進や、介護予防並びに現在の利用状況を勘案した結果、対象年齢は現状維持とし、助成枚数を削減して事業を継続することといたしました。

現在、介護保険事業により、高齢者の健康保持及び増進や介護予防、認知症予防を図るため、元気はつらつ教室、筋力低下の予防として、筋肉を貯金のようにふやしていく貯筋運動、介護度重度化防止対策事業の実施回数や実施地区などをふやし、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活ができるよう支援するとともに、教室等に通うことにより、人と人との交流を通じて参加者の通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進し、町民の健康増進に努めておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 宮菌博香議員からのご質問のありました、大綱2点目、行財政運営についてのうち、給食費無償化に伴う子ども・子育て支援策の整合性についてにお答えいたします。

当町における子ども・子育て支援策としては、平成28年度の組織改編により健康こども課を組織し、お子さんの健診、予防接種のお知らせや、子ども医療費助成、児童手当の申請手続が一つの窓口で行えるよう、利用者の利便性の向上を図っております。

また、保育料を近隣市町より低額に設定していることや、中学生までの医療費無料化に加え、高校生までの医療費助成、紙おむつ、粉ミルクの日用品助成、1歳2カ月児健康相談、2歳児歯科健診、5歳児健診など、町独自の施策を実施し、子育て支援の充実に努めているところであります。

今年度より、小学校及び中学校の給食費が無償化となり、子ども・子育て施策等が拡充されたところでありますが、今後、必要とされる施策と既存の各種施策等との整合性を図りつつ、より充実した子育て支援に努めてまいります。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） 宮菌博香議員からのご質問の大綱3点目、農業関係についてのうち、後継者確保対策についてお答えをいたします。

担い手の高齢化や後継者不足に伴い、離農、あるいは規模を縮小する農家が増加していることから、町農業の将来を支える担い手の確保・育成は重要な課題となっております。

現在、千葉県農業事務所に設置された新規就農相談センターと連携した就農相談活動を実施するとともに、就農前後の所得確保のため、農業次世代人材投資事業交付金や青年等就農資金等の活用など関係機関と連携し、新規就農に向けた支援を行っております。

また、就農しながら農業の基本、専門、総合と段階的に受講できる農業経営体育成セミナーへの参加を促すなど、農業者として早期に自立できるような支援をしております。

これからも、将来に希望の持てる農業として効率的かつ安定的な農業経営を営む者をふやし、農業後継者の支援、確保に努めてまいります。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） いろいろご答弁ありがとうございました。

それでは通告に従い、順番に再質問をさせていただきます。

まず、教育課長には、いじめ対策について細かく説明いただき、ありがとうございました。

ただいまの説明を伺い、安心しているところでございますが、現在、当町ではいじめによる問題は発生していないということでよろしいか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） いじめの発生につきましてお答えいたします。

定期的に学校に調査をいたしまして、いじめの発生状況については常に把握しているところでございまして、いじめがないということはございません。といたしますのも、いじめの捉え方にもよるんですけれども、悪口ですとか、軽く押したという程度でも、被害者側の子供が、それがいじめだと言えはいじめになってしまうということで、そういう小さなと言ったら語弊があるかもしれませんが、いじめはございますが、重大事態に陥るような、要は命にかかわるようないじめに関しましては、現在のところ発生していないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今、課長が言われましたように、いずれにしましても、いじめは子供たちにとって大きな衝撃を与え、その子供の人生まで取り返しのつかなくなってしまう場合もあります。そのようなことが発生しないように、最善の注意を払っていただきたいと思っております。

次に、働き方改革に伴う中学校部活動への対応等についてお伺いいたします。

教育長にも細かく説明をいただきまして、最後の一般質問になろうかと思っておりますけれども、教職員の長時間勤務については、ただいま説明があったとおり私も把握しておりますが、私が言いたいことは、壇上でも申し上げましたが、保護者や部活動に加入している生徒からは、部活動を充実させていただきたいという多くの意見もあります。どのように対応していくのかということ、再度、教育長にお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 失礼しました。

先ほど質問の中で、2点ほど欠けているのではないかというふうに思われますので、それを先に答弁させていただきます。

1点は外部指導者の問題であります。外部指導者について、どうだというお話があったわけですけれども、一応国の方針としまして3点あります。

1つは、学力向上を目的とした学校教育活動の支援、これが第1点であります。第2点はスクールサポートスタッフ、これの配置について、第2点考えております。第3点目として、宮菌議員が言われるように、部活動指導員の配置でございます。ただ、これについては、運動部活動だけではなくて、文化部活動も含めてということ認識していただければありがたいというふうに思います。

運動部活動に限りますと、運動部活動のガイドラインを遵守しているということが一つ条件になっています。国はそういう方向で事業申請を、実績報告を受けるわけですが、補助の金額としまして、国が3分の1、県が3分の1、町の3分の1という状況下になるかというふうに思います。それが県におりてきまして、今年度はまだ正式に始まっておりませんので、昨年度のとりにあらずの実績を申し上げますと、昨年度はモデル事業として千葉県は実施をしております。これにつきましては、5市町15校延べ20人、これを香取市、南房総市、酒々井町、四街道市、松戸市、この市町に20人を派遣し、先ほど申し上げましたように、運動部活動ということでございますので、運動部活動のラインに沿って指導するというものでございます。ですので、平日は2時間、土日は3時間、年間35週、週5日を上限とするという条件もついていますし、時給も1,600円を上限とするというふうになっております。

そういうような状況下にありまして、本町としましては、国や県の通知を受けまして、両中学校にその旨の、今年度希望するかどうか、これは昨年から通知をしまして、希望の有無があるかどうかの確認は既にとりました。しかしながら、両中学校ともこれについては、現時点では必要ないというような判断をした模様でございます。

それともう一つ大きいのは、仮にこれ、今後、それがそういうような状況下になっていった場合に、指導員の確保というのが非常に難しいだろうというふうに私は考えているところでございます。部活動にたけた指導員が果たして確保できるかどうかというところがあります。一般的に大学生を使ったりしているところもかなりあるわけですが、本町の場合、非常に難しいのではないかとすることは考えられます。それが1点でございます。

2点目としまして、勉強をしたいという子供がいるんじゃないかということですが、本町も手をこまねいて、やっていないということじゃありません。一応、学力向上に関する学校とか家庭、地域の啓発としまして、1点は横芝光町学力向上推進プランというのを平成27年から始めております。これは、各学校に授業改善プランを、模範として委員会のプランをつくれますけれども、それに準じて各学校にそれをお願いしているのが1点でございます。

2点目としまして啓発リーフレット、これは家庭学習の手引き、これも27年に発行しているわけですが、これを各学校に配布しまして、各学校から各家庭に印刷プリントし、啓発してもらいたいということを平成27年から始めております。

それから、3つ目としまして、学力向上を支える、わかる授業をつくるための7つのポイント、これを各学校に提示しております。横芝光町教育委員会として7つのポイントを提示しているというところでございます。

4つ目として、子供が主体的に学ぶ、わかる授業をつくるということで、これも各学校に学習指導を進める上での学習指導案ガイドというものを作成し、これを配布し、これを参考に進めてもらいたいということをやっておるところでございます。

これにつきましては、家庭、地域の啓発ということでやっておるわけですが、ちょっと長くなって恐縮ですが、委員会が直接学力向上のための授業推進ということでは、先ほど申しあげました学力向上に関するものにつきましては、学力向上の推進校モデルを、3年ごとに学校を変えまして、ことしは横芝中と白浜小学校、前年度、1回終わって2回目、今年度は3回目になります。これをやっております、議員の皆様の理解を得まして町予算も確保し、それを進めているところでございます。ただ、研究学校だけが研究を推進することではなくて、協力校というものをつくってあります。例えば白浜小学校ですと同規模ということになりますと、上塚小学校が協力校ということで、お互いに教員の交換をしたり、子供たちの中に入っていくという形をしています。横芝小ですと東陽小とやると。その前は、過小規模校同士で大総と南条小がやっていたわけですが、そういうような形で3年間進めているというのが1点でございます。

それから、これは後でまた、森川議員とも関係するんですけども、実用技能英語検定を平成29年度から年3回のうち1回、検定を中学生ですけども、これを進めていると。これも予算化していただいて、大変ありがたいというふうに思っているわけですが、それが1点。

それから、3点目としましては、これも申しあげたことがあるんですが、夏休み苦手克服大作戦ということで、大体7月21日から約1カ月間、午前の部、午後の部に分けまして、平成28年からやっております。昨年度は延べ人数が600を超えて、今年度は、できるものならば700を確保したいなど。子供たちには大分関心が出てきましたので、子供たちの不得手なものについて夏休み1カ月、そういうような形で進めていきたいということで、今現在取り組んでいるところでございます。ですので、勉強したい子供を、やっぱり育成しなければならないことは十分承知しておりますので、そこら辺のところをご理解いただければありがたいというふうに思います。

それから追質問で、部活の充実という話が出ましたけれども、町としては部活動を抑制しているつもりは毛頭ありません。ただ、国が策定した、県が策定したものについて、それに準じてそういう方向性をやはり出して、教職員が過労死するライン、それは極力避けたいというふうに思っています。先ほども、ちょっと80時間云々ということも申しあげましたけれ

ども、それは学期とか月によって、大分大きな開きがあるわけです。それから、学校規模によっても大きな開きがあります。ですので、そこら辺のところは、学期ないしは年間を通じて平均化するような状況下をとりあえず持ってほしいというふうに言っておりますので、部活動の充実ということについては、今までの形とそんなに変わっているとは認識しておりませんので、ご理解いただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の説明でよくわかったんですけども、それで教育長の今のご答弁の中で、各中学校に外部指導者の希望があるかどうか確認をとったが希望がなかったということになると、これで私の質問も終わっちゃうんですけども、私のほうにもかなり保護者や部活動をもう少し充実してくれないかというような意見があるのも事実でありますので、それらを踏まえて、それで今、教育長言われましたように、もう教職員の長時間勤務というのは改善していかなければならない、これは十分わかっていることであります。ですから、そうなれば、教育長の今のご答弁の中で、外部指導者の確保は難しいということであったんですけども、やっぱりこの辺については、先進のところを参考にすれば、私は十分、小さな町でありますので可能なのかなというふうには思っております。そういうことによりまして、各中学校のグラウンド、体育館等も有効に活用をできるんじゃないかなと。ですから、その辺も、いま一度考えていただければありがたいなと。

それとあと、学業の関係でありますけれども、一つ例に言わせていただきますと、中学校の英語科授業等になりますと、塾に行っている子供というのは、もうかなり進んじやっています。逆に塾に行っていない子供というのは、中学から始める子供、それについてはすごく差がついちゃっております。ですから、そういうものをやっぱり一緒くたにしてやるというのに、私は無理があるんじゃないのかなと。そういうものについては、まさに少人数学級とか、そういうのがいろいろありますので、その辺は、町独自の教育を展開していただくことによって、子供たちの能力というものをもっと見出してやることも可能なのかなというふうに思っておりますので、その辺のところをいま一度、一つの意見だということで踏まえていただければありがたいなというふうに思っています。

時間がありませんので、次に進めさせていただいてよろしいですか。

〔宮菌議員「言いたいことがあります？」と発言〕

○5番（宮菌博香君） どうぞ。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 2中の横芝中も光中も、全く手をこまねているということではございません。例えば、学期ごとの取り組みとか、それから長期休業中、先ほど事務局でやっているという話がありましたけれども、学校でもそれをやっております。

それから、受験対策の中でもやっておりますし、昼休みとか休み時間とか、それはその教員が、担任がその子呼んで個々に指導に当たっていることも事実ですので、そこら辺のところは、今後拡大しつつ、個々の指導に当たっていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 壇上でも申し上げましたように、子供たちは家庭の宝物であり、町の財産でもありますので、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、横芝小学校改築計画の進捗状況についてであります。教育課長の答弁で理解できましたが、いずれにしても横芝小学校はかなり老朽化していますので、教育環境を早急に整備していただきたいと思います。

すばらしい光中学校の建設に尽力され、学校建設に実績のある教育課長でありますので、頑張りに期待していますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、大綱2点目の行財政運営の1点目の、はり・きゅう・マッサージ助成券の縮小についてお伺いします。

壇上でも申し上げましたように、利用者がふえ、効果の上がっている事業だと思います。言うまでもなく、課長の答弁でもありましたように、お年寄りの皆さんが元気な生活を送るには家の外に出て会話を交わすこと、これがやっぱり健康保持の秘訣の一つだと思います。であれば、100万円のためにこのような対応をしたのか、町長にお伺ひしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員のおっしゃられるとおり、お年寄りに対することについて、若干のそういう思いもあるというのも否めない部分なのかなと。ただ、この利用券につきましても、その使い方、またこれを受け入れる側の体制がもうちょっとしっかりできているものを構築していかなければならないという部分もありまして、一旦ちょっと場所を下げまして、それからしっかりいろんな部分で指導していきたい。そういう中で、これをまた今後とも、先ほど壇上からの宮菌議員の質問からありましたけれども、子供たちに対する子育て支援の充実を先にやらせていただく中で、今後また、空港の容量拡大に伴って、騒音対策交付

金等、また地域振興枠等の財政的余裕ができた暁には、そういう高齢者福祉の向上のための部分についてもしっかりと取り組んでいきたいという流れで進めておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 今の答弁でわかりましたけれども、団塊の世代が2025年を迎えるまで、75歳以上の高齢者はふえると思います。ですから、今このような対応をするんじゃなくして、そういうところまで見ていただいた中で対応していただくのが好ましいのかなというふうには思っております。

それとあと、次に、事業再構築検討委員会の委員長であります副町長に1点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、この再構築検討委員会というのは、まさに時代に合ったしっかりした考え方で対応していかなければならないと思いますけれども、その辺について副町長はどのようにお考えになっているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまの宮菌議員のご質問にお答えしたいと思います。

事業再構築計画につきましては、私が赴任する前から、全事業を見直すという形でやられていたと聞いておりますけれども、一旦その中で全ての事業を見直した形で整理をされていたと。現在はそれらについて、各事業の事業評価というものを行ってありますが、私が赴任したときには、第2期の総合計画を作成しているところでありまして、しかしながら、その総合計画には空港の機能強化の部分が盛り込まれていない面がありました。それで昨年度、土地利用ビジョンを急遽つくっていった部分がございます。

また、事業再構築をやっている間にも、地方創生の総合戦略をつくったりということもありまして、幾つかの計画がまじり合っている中でございますが、今後、機能強化に係ります空港からの交付金の関係もある程度固まってくる時期が来ると思われますので、それらと今年度また見直しをする予定になっています地方創生総合戦略、そして総合計画も交えて、全てをミックスして、いかにすばらしい予算編成をして、事業を執行していくかというのが、これからの数年間が非常に大事だというふうに考えておりますので、それを踏まえて検討していければというふうに思っております。

まとまらずに申しわけございませんが、以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは次に、給食費無料化に伴う子ども・子育て支援策の縮小についてでありますけれども、子ども・子育て支援の一環として給食費無償化はよい施策だと思います。しかしながら、壇上でも申し上げましたように、そのことにより他の分野で保護者負担がふえることは好ましくはありません。

使用料条例の改正を取り下げ、見直しを図るなどの対応は評価するものでありますが、平成30年度実績見込みの難病患者等見舞金の補助金276万2,000円、そのうち子供分32万6,000円が削減されており、整合性がとれていません。これらの状況を町長はどのようにお考えになっているかお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺の部分につきましては、その整合性といいたしめようか、大きな施策の中で一体的に考えているものではなく、個々において、その対応をどう判断していくかということの中で生まれているものだというふうに認識をいただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） それでは、給食費の無償化に伴いまして、税の滞納者や保育料等の未納者についてはどのような対応なのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特に気になるのは、以前の給食費の未納者に対する対応が一番気になるのではないのかというふうに、ご察し申し上げますけれども、その対応にはしっかりと、今後とも未納者に対する請求並びに徴収努力を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） この辺をしっかりとやらないと、最近、税の徴収率が上がってきておりますけれども、また、税の徴収率等も落ちるような状況になってくると思いますので、その辺は十分協議した中で対応していただきたいと思います。

続きまして、計画行政の推進でありますけれども、これについては町長からいろいろご答弁がありましたけれども、財政に乏しい当町が真のふるさとを築くためには、やっぱり頭脳と体を使い、地域間競争にかち抜くしか方法がないと思っていますので、企画空港課が大きい

に機能することを期待していますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、基幹産業である農業をどういうふう考えているのかでありますけれども、これも町長から答弁いただきまして、壇上からの答弁で現状はわかりましたが、具体策等が何も述べられていませんでした。これでは基幹産業である農業の未来はありません。具体的に再質問させていただきます。これは町長云々ということではありませんので。

まず、農地中間管理機構について、機能しているのかどうなのか、どのような認識を持っているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 農地中間管理事業でございますが、この事業は議員も十分ご承知だと思いますが、国の目標が余りにも高過ぎて、県もその目標の半減を、約50%ということで、千葉県も目標を定めております。

ただ、横芝光町の実績でございますが、今、中間管理事業を利用されている農地の割合は24%程度でございます。また、その24%のうちでも、自分の土地以外のものをお借りしている方の分としては、16%程度のまだ実績しかございません。

それで、今回、国も県も、中間管理事業を利用した基盤整備事業でありますとか、そういうものを導入しながら、中間管理事業の率を高めようというような施策を打ってございます。

当町におきましても、昨年度末からではございますが、両総土地改良区とも協力しながら基盤整備事業を積極的に入れて、それで中間管理事業をさらに進めていこうということで施策をとってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） ですから、制度があっても機能していないということだと思います。そういう答弁をいただきたかったわけです。

農業で今後も頑張っていこうとする農家については、制度を理解していても、多くの農家が中間管理機構という制度を理解していないため、規模拡大を進めたくても進まないという大きな問題があるということをお認識していただきたいと思います。

そして、規模拡大ができることにより多くの収入を得ることができるようになったら、魅力ある産業になってくるものと思われま。施設園芸の場合、1反歩当たりの1人の雇用が見込めると言われています。それらを後押しするのが、ある面で行政の役割だと思いますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） そのとおりだと思います。町のほうといたしましても、いろいろな施策、補助等を個々に農家さん、あるいは振興会等を通じながら、青年部とか、そういうところへお願いをして広めているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 町長の壇上での答弁にありましたように、大規模な土地改良を行った篠本新井地区がありますが、そのようなモデルを参考に、小規模な営農集団なるものを育成し、町独自の小規模な土地改良等へ助成することにより、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地の改修に一役担うこともできると思いますが、その辺はどのようにお考えになっているかお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 先ほども申しましたけれども、篠本新井を見習った小規模の、あるいはいろいろな土地改良事業の要望が出ておまして、昨年暮れから産業課としても出向いていろいろと相談を受けているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 次に、後継者確保対策についてですが、今まで申し上げましたような環境整備を行うことにより、魅力ある農業基盤を確立することができたならば、私は後継者確保対策は必然的にできると思いますが、町当局のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 集落営農組織でありますとか、いろいろな広域化を含めまして、新たな就農者を確保するという事で全力を尽くしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 宮菌博香議員。

○5番（宮菌博香君） 当町の基幹産業は農業だということを認識していただき、横芝光町農業の発展というものを真剣に考えれば、おのずと結論は出てきますので、今できる具体的な施策を示すことだと私は思います。

いろいろ申し上げましたが、町長及び町当局の頑張りに期待をし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

(午後 1時59分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時09分)

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

[2番議員 森川貴恵君登壇]

○2番（森川貴恵君） 議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問させていただきます。

通告は大綱2点で、交通問題、教育問題についてです。何分にも初めてですので、うまくできるかどうか不安でいっぱいです。議長を初め、議員の皆様、執行部の皆様には温かい目で見守っていただきますようお願いいたしまして質問に入ります。

本年5月1日から元号が平成から令和へと変わりました。昭和から平成へと変わったときと比べますと、お祝いムードの中での元号変更後、本会議は令和最初の横芝光町定例会です。

合併後の横芝光町にはまだまだ課題や問題も多く、住みよいまちづくりのため一つずつ改善していければと思っております。

最初に、大綱1点目の交通問題ですが、小・中学校の通学路について伺います。

危険箇所については担当課、学校では認識されていると思います。現時点での危険箇所があればお答え願います。また、ガードポール等で保護することも効果的で、このような対策で安全が守られる場所も確認できれば教えてください。

次に、5月8日に起こった滋賀県大津市での交通事故は、保育園児が亡くなってしまった悲惨な事故です。当町でも保育園等で散歩をされていると思います。このような散歩コースについて、管理者と町では共通認識を持たれているのか伺います。

次に、高齢者の移動手手段の確保について伺います。最近目立つ事件は、小さなお子様を含め、多くの方がお命を落とす交通事故です。車の技術的進歩や安全対策の成果などで、交通事故死も1970年の1万6,765人をピークに、昨年2018年には3,532人と減っています。しかし

ながら、少子高齢化の影響もあり、特に高齢者ドライバーによる事故は全国的にもふえ続けております。

都会では公共交通機関が発達しており、車以外での移動は比較的容易だと思います。しかし、当町を含め公共交通機関が行き届いていない地方では、車での移動は特に高齢者にとっては必要ではないでしょうか。車以外の移動では、循環バス、乗合タクシー、一般乗り合いバス、JRなどがあります。しかし、どれも使い勝手がよいとは言えず、さらなる充実が必要と考えますが、ご意見を伺います。

免許返納については、東京池袋での87歳の男性が起こした、暴走し多重衝突事故にて母子二人が死亡した事故で、改めて高齢者の運転に関して免許返納が見直されているところです。運転免許返納推進についてのお考えをお聞かせください。あわせて、返納の際の特典についてはどのようなものがあるのかを伺います。

次に、町内の主要交差点について伺います。右折専用ラインがあり、あわせて矢印式信号機があれば、比較的安全ではないかと思えます。町内では光インター近くの国道126号線と、通称スクールラインの交差点にあります。交通量の多い本町交差点、通学、通勤時間帯に混雑する上町三差路にもあればと考えますが、いかがでしょうか。

次に、教育問題について伺います。

2020年度の学習指導要領改訂であります。新学習指導要領は、変化する社会の中で、学校が社会と連携、協働する社会に開かれた教育課程だということで、学校教育が学校の中だけに閉じこもらないようにするという方向性が学習指導要領全体で貫かれています。また、各学校が教育内容を組み立てていく中で、子供や地域の現状に合わせて改善し続けること、教育内容と教育活動に必要な人物、物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることとしています。

そこで、小学校での外国語活動について伺います。3年生から始まる外国語活動ですが、担任教諭だけの指導は厳しいかと思われ。ALTや補助講師等の外部指導員の協力についてはどのようにしているのかを伺います。

また、今までは教科ではなかったために評価はしないということでしたが、5、6年生では評価の必要性も出てきます。多くの先生方にとって、指導方法や評価方法等の研修の充実の必要性も考えられますが、時間的なものや予算的なことで、その余裕がおりないのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、当町では中学生の実用英語検定試験の受験費用を町負担で行っているということ

ですが、どのような方法で行われているのでしょうか。また、公費で行っている以上、それなりの効果が期待されると思いますが、具体的にどのような状況でしょうか、お教えてください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔2番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは高齢者の移動の確保についてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長から答弁させますので、よろしく賜りたいと思います。

町の公共交通につきましては、平成26年12月より乗合タクシーの運行を開始して以来、町内循環バスとの組み合わせにより、町民、高齢者の移動手段を確保しております。

現在、乗合タクシーは3台で運行しており、平成30年度の利用実績は1万3,797人、対前年665人減となっておりますが、利用が集中する曜日や時間帯、往復に時間がかかる利用者には、予約が取れない、取りづらいなどの課題がございます。また、町内循環バスは2台で運行しており、平成30年度の利用実績は2万1,061人で、対前年3,297人の増となっております。平成29年からカスミ横芝光店に乗り入れたことなどにより、利用者が増加している状況にありますが、2台体制では運行事業者である千葉交通株式会社の社内運行規程により、走行距離が上限に達しているため増便は不可能な状況となっております。

今後も、進展する人口減少、高齢化社会にふさわしい公共交通のあり方を検討し、町民、高齢者の交通手段を確保、維持していくためにも、利用者アンケートの結果を丁寧に分析するなど、利用実態を的確に把握した上で、住民、バス、タクシー事業者、関係者等で構成する地域公共交通会議でのご意見をいただきながら、より快適で利便性の高い公共交通の運行を実施してまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 森川貴恵議員の教育問題のご質問にお答えいたします。

初めに、学習指導要領についてですが、森川議員ご存じのように、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省は学校教育法、学校教育法施行規則等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の教科等の目標や大まかな教育内容の基準を定めております。これを学習指導要領といい、昭和22年に初めて編集、刊行されて以来、およそ14年ごとに改訂され、平成29年、これで9回目かなというふうに思います。

今回の小学校の改訂は、2018年から2019年の2年間の移行期間を経て2020年から全面实施されます。当町の各小学校は、移行期間の措置として、昨年度から一部これを導入しております。昨年度はALT 4名、これで3、4年生が週1時間、5、6年生は週2時間の外国語活動を行ってきました。今年度は、さらなる充実を図るために、ALTではなく英語科教員のOB、OG、これを中心にして日本人補助講師5名、これで3、4年生は外国活動週1時間、5、6年生は外国語として週2時間、この指導を推進しております。なお、1、2年生は教育課程外ということで、これも教育課程外で週1時間実施をしておるところでございます。ですので、移行の先取りということにもなるかもしれません。

今年度の教員の研修でございますが、学校内研修を中核として実施を進めております。もちろん文科省、県教委の研修もあるわけですが、特に学校内研修を中核として進めております。特に、観点別学習評価状況の評価を効果的に行うために、単元や各時間の目標に照らして、コミュニケーションへの関心・意欲・態度、外国語への慣れ親しみ、言語や文化に関する気付きの3点に留意して評価基準を設定しております。評価基準を設定する際に、学級担任はもちろんのこと、補助講師5名には授業指導時間のほかに、教材研究の時間、打ち合わせの時間、協議の時間、予備の時間等を確保しまして、学校の一員として教科外国語の全体研修や学年研修、学級間研修、個人相互研修などに参加し、課題や成果を確認し合っ、補助講師を含めて研修を進めているというところでございます。

次に、実用英語技能検定の成果についてですが、実用英語技能検定試験は全国で年3回実施されるうち、1回を町予算化して中学校生徒全員に受験していただいているものがございます。これは、社会のグローバル化に対応できる生徒の育成を目指すものであり、今後も重要視されなければならないと考えております。

平成29年度の実績は、受験者数578名、合格者数314名、合格率は54.3%でした。30年度の実績は、受験者数550名、合格者数233名、合格率は一部下がりました42.4%でした。この結果からは、合格率は下方となりましたけれども、平成29年度は受験したことが全くない生徒、これが受験をし合格率を高めていると。平成30年度は、合格した上に、さらに上の級に挑戦

した結果が現実的に下方となっているという状況下にあります。しかし、生徒の受験に対する意識は向上しつつあり、平成30年度末の5級以上の取得率は76.3%であり、意識が高揚してきた結果であり、今後ますます期待ができると考えております。

将来的な目標は、小学校高学年で5級の受験、中学校卒業時まで、最低でもできれば4級、できれば3級、これが50%を超える実績を求めていきたいというふうに、個人的には考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 森川貴恵議員の交通問題の1点目、通学路の点検についてのご質問にお答えします。

町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成26年3月に横芝光町通学路交通安全プログラムを策定し、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っています。

本プログラムに基づき、町内の小・中学校を横芝地域、光地域の2地区に分け、それぞれ2年に1回、通学路の合同点検を実施しております。合同点検の内容は、各学校において抽出した通学路における危険箇所を対象に、関係機関である学校、山武警察署、山武土木事務所、都市建設課、環境防災課、教育課及び保護者代表により点検を実施するものです。

合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所につきましては、箇所ごとに白線の引き直しや舗装、修繕のようなハード対策、交通規制及び交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所の状況に応じて具体的な対策内容を検討し、その実施に当たっては対策が円滑に進むよう、道路管理者や山武警察署等に対し対策に関する要望を行うなど、関係機関との連携を図っています。

参考までに、平成30年度につきましては、横芝地域17カ所の合同点検を行い、樹木の伐採や草刈り、白線の引き直し、防犯灯の設置検討などの対策が講じられました。今年度は、光地域の小・中学校から危険または要注意箇所として報告のあった21カ所につきまして合同点検を実施する予定です。

ガードポール等につきましても、これまでの合同点検の対策必要箇所の検討結果により設置された実績もあることから、より一層の設置の推進について道路管理者及び山武警察署か

らの技術的な助言を得ながら検討してまいりたいと考えております。

これからも継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果検証も行い、P D C Aサイクルによる対策の改善、充実に努めてまいります。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 森川貴恵議員からご質問のありました大綱2点目、保育園等の散歩コースについてお答えいたします。

保育所外での活動は、保育において子供が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、散歩などの園外活動は、子供が四季折々の変化に触れることができる活動とされています。また、その際の活動においては、移動も含め安全に十分配慮することとされています。

当町の公立保育所においても、週に1回程度散歩を実施しております。コースは、季節や目的地を考慮し、複数のコースがありますが、車両が多く通行する道路は極力控え、車両運行が少ない道路を選択しており、また、散歩の際には、保育士を先頭、中間、最後尾など園児の目が届く場所に配置するなどの安全対策に配慮しているところであります。さらには、交通量の把握など情報収集を行うとともに、職員間の情報連携がとれるよう、体制を整えているところでもあります。

過日、滋賀県大津市において、園児が犠牲となる痛ましい交通事故が発生しました。これを受け、国及び県から、日常的に利用する散歩の経路について異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を把握し、職員間で情報共有を行うなど、保育中の安全確保に一層努めるよう通知があり、町内の保育所及びこども園へ周知徹底したところであります。

今後も国の指導方針等を遵守し、安全管理に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 森川貴恵議員ご質問の交通問題の4点目、免許返納についてお答えいたします。

高齢者ドライバーによる交通事故は、マスメディアの報道等でたびたび取り上げられ、高

齢化社会の大きな問題と認識しています。その対策の一つとして、車の運転に自信がなくなった、あるいは運転に不適合とされた高齢者が自主的に運転免許証を返却する制度の運転免許自主返納が挙げられます。警察署や運転免許センターなどでは、高齢者に運転免許自主返納を呼びかけており、町でも広報紙への掲載や、敬老会等の高齢者集会の会場に出向き、制度の説明をするなど、周知啓発活動を行っています。今後につきましても、高齢者ドライバーによる事故防止対策として制度の周知啓発に取り組んでまいります。

なお、森川議員ご質問の免許を返納した際の特典としては、65歳以上の運転免許返納者で警察が発行する運転経歴証明書を提示することにより、町の乗合タクシーにつきましても、一般の利用料金300円に対して半額の150円、町内循環バスにつきましても、一般の利用料金100円に対して半額の50円で利用することができます。このほか、路線バス、鉄道、タクシー等の公共交通機関の乗車運賃割引など、さまざまな優遇措置や特典があります。

以上でございます。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 森川貴恵議員ご質問の交通問題の5点目、主要交差点の安全確保について、右折専用ラインの拡充をについてお答えいたします。

先月8日に、滋賀県大津市の交差点内で右折車と直進車が衝突し、その勢いで歩道にいた保育園児の列に車が突っ込み、園児2名が死亡する痛ましい交通事故が発生いたしました。この事故を受けまして、都市建設課では、早速町内の信号機設置交差点及び危険な交差点の現地点検をしております。

ご質問の交差点は、国道126号と県道横芝上堺線が交差する山崎医院北側で、この交差点は三方向に右折レーンが設置されていないため、右折待ちをしていると車両の脇をよけるように直進する車両が見受けられ、右折車が複数台いると、さらに対向車線の右折車と直進車が接触する危険性が増し、近年は大きな事故はないものの、右折ラインの重要性は認識しているところでございます。

したがって、平成30年3月に国道及び県道の管理者であります千葉県山武土木事務所長に交差点改良の要望を行ったところでございます。

また、上町三差路交差点交差点も右折ラインの必要性につきましても認識しているところであります。今後も引き続き、本町交差点や上町交差点など、右折ラインの設置についての

要望を行ってまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） それでは、通告順に再度質問させていただきます。

まず1番目の通学路の点検について。危険箇所2年に1回、合同点検17カ所、それから今年度は21カ所なさっているということでしたが、ガードポールについては、もう既に車両がぶつかりまして、曲がったり破損したりしている箇所が見られます。そのような箇所の確認はできておりますでしょうか、質問いたします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 今、現在確認とれておりませんので、これから確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 私が町内ドライブ中に気がついたことで、どこどことはちょっと忘れてしまいましたが、確かに曲がっている場所がありました。車が激しくぶつかって、そのときに歩行者がもしかしたら助かったかもしれないという状態でしたので、再度確認お願いできればと思います。

2点目の保育園のお散歩コースについてですが、私が一つ気になっておりますところが、光町中央幼稚園前の県道109号線があります。県道を挟んで園の駐車場がございます。駐車場から道を渡ってくる子供たちの安全確保が非常に気になっているところであります。道路に標識やペイント、何もございませんので、直線で非常に見通しがいいので、ドライバーはスピードを上げてくるのではないかと思います。そこは道を挟んでの駐車場ですので、保護者の手を離れる場合も、子供は急いで園に入りたがったりとかする場面もあると思います。

ドライバーの注意喚起に何か役立つような施策をお考え中かどうかお尋ねしたいですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 橋場の交差点のところの幼稚園のことでしょうか。

すみません。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 東陽病院へ向かう道ですので、そうだと思います。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 民間の保育所になりますので、町のほうから園児の送り迎えのときには注意してくださいという周知はさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 周辺には幼稚園等ございまして、お子様が通過する場合もあると思います。前の道は県道ですので、ぜひ県のほうへ何か要請等入れていただけるということは可能でしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 現地のほうを確認いたしまして、今議員がおっしゃいましたとおり、県道で山武土木事務所が管理しておりますので、確認した上で必要がある部分等については要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

同じお散歩ということで、地区によっては健康友の会というものがございまして、高齢者がウォーキングコースを設定されている場面があると聞きます。もし高齢者を保護ということで、似たような散歩コースでございまして、そちらのほうも代表者等とあわせて安全確認できる場面があればいいなと思っておりますが、お願いできますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 高齢者等につきましては、福祉課のほうで行っている各種教室等で周知を図れればと思います。また、社会福祉協議会を通じて、福寿会ですとかいろいろな高齢者の集まる場がありますので、そこら辺で危険に対する注意喚起をできればと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 小さいお子様も高齢者も同じように守らなければならない立場にある方たちだと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の高齢者の移動の確保についてですが、町長より乗合タクシー、循環バス等随分充実しているということをお聞きして安心いたしました。さらに、JRにつきましても、横芝駅がもっと高齢者に優しい場面を持っていれば、大分駅前については整備も整っておりますが、内部についてはまだ高齢者に優しいとは言えない状態ですので、そちらのほ

うも使い勝手がいいように計画していただければ、もっと高齢者の利用促進にもなると思いますが、ご予定のほうはいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） JR横芝駅のバリアフリー化と申しますか、そういう問題については従来から要望を重ねてきておりまして、また、この4月にも新しく組織しましたJR横芝駅利便性促進協議会というところで要望に行っていて、今後ますます働きかけを強めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 本数の少ないJRでございますが、もっと駅が利用できれば、それが利用促進にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4番目の免許返納について、とてもいい乗合タクシー半額、それから循環バスも半額という制度があると、とてもいいことだと思います。タクシー券、JR割引等もあるというのを今聞いたような気がしたんですが、具体的にどのような状況なのでしょうか、再度質問いたします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） タクシーの割引につきましては10%引きでございます。鉄道に関しましては、これはJRではなくいすみ鉄道、これは65歳以上の方は半額、小湊鉄道ですが、こちらのほうが69歳以上で2割引、銚子電気鉄道で65歳以上の方は半額という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） いすみ鉄道、小湊鉄道、本町からは少しかけ離れているので使う場面があるのかどうかはちょっとわからないところではございますが、タクシー10%引き、とてもいい制度だと思います。こういう制度を多分余りご存じなくて免許返納を戸惑っている方々もいらっしゃると思いますので、もっと宣伝と申しますか広報等でお知らせしていただくとうれしいかと思いますが、お願いいたします。

次に、5番目の主要交差点の安全確保でございますが、今、やはり私が思っていたのと同じ、本町交差点、それから上町交差点、ぜひ右折ラインとまではいかなくても信号機の時差式でもあれば、まだ動きやすいのではないかと思います。特に上町三差路は、朝の通勤通学

時間帯だけでも右折信号が欲しいという要望が地域の住民から上がっておりますので、こちらのほうもあわせて調整していただければよいと思いますが、信号機の調整だけでも早急をお願いいたします。お願いできますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 信号機の時差式のご要望と、右折レーンの矢印のご要望ということでよろしいですね。それにつきましては、あちらの道路が県道となっておりますので、道路管理者であります山武土木事務所のほうに1回ご相談した上で、土木事務所から、必要であれば警察等に協議という形になるかと思われますので、まずは町のほうから山武土木事務所のほうへ要望等していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その部分についてはちょっと補足させていただきますと、せんだって千葉で道路整備期成同盟会という横芝光町も加入している期成同盟会の会合、総会がございました。その中で、先ほど森川議員もおっしゃられていました滋賀県大津市の事故から、やはり千葉県警もその右折車線並びに、そういう安全対策についてはしっかりと率先して、何の事業よりも差しおいて積極的にやっっていこうという国土交通省の担当者の話を聞かせていただきましたので、千葉県においてもそのような方向性ができつつございますので、しっかりと行政、横芝光町としても千葉県、また千葉県警察に対してそれを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 町長からのご答弁も大変ありがとうございました。

続きまして、最後の教育問題について再度ご質問いたします。学習指導要領改訂について、本町はもう先取って進んでいるということで安心いたしました。ただ、ALTについては昨年度より減っていると聞きましたが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） ご質問と合うかどうかわかりませんが、ALTは今年度小学校は採用しておりません。中学校2名は採用しております。これはなぜかといいますと、ALTの採用については、ALTと学校がないしは事務局が直接やりとりすることはできないんですね。これは、議員も以前英語の教師だったからそこら辺はわかると思っておりますが、会社

とのやりとりはできますが、ALTと直接やりとりすることは一切できないんです。

そこで、小学校は、そういうことからすると、子供たちが困る場面が非常に多いという判断をせざるを得ない。つまり、教師とはできてもALTと直接できない、教師もALTとできない。そうすると、会社を通してこういうような指導をしてほしいという間接的な指導になってしまうわけですね、直接的な指導ができないということから、小学校、特に1年生、2年生は全くわからない状況下にあります。5、6年生についても、現状は非常にまだまだこれからという状況下にありますので、まず日本人講師にそれを切りかえて、切りかえた中で、先ほど申し上げましたように、中学校、高校の英語の免許を持った教員が2名います。それからもう一人は、小学校の教員ではありますが英検2級を持っています。もう二人は、これは塾関係になりますが、英検の1級、それからもう一人TOEFL910点、すごく高いです。これは指導がどこまで行くかどうかわかりませんが、そういう方たちをお願いをして、とにかく、先ほど申し上げましたようにグローバル化に子供たちをマッチングさせたいんだという願いから、5人の先生方にはそこら辺の事情を全部説明して、しっかりとお願いをしたいということでやっているところでございます。

ですから、ALT、小学校は今年度は採用せず、日本人講師5名を採用し、現時点で進めていくというところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 小学校ではALTがいないということで、中学校の教師をしておりました私からしますと少し残念です。小さいときの英語が外国の方に通じたという成功体験が、その後の学習の土台となると思います。そう考えますと、やはり小さいときのALTは外せないのではないかと思います。実際の学校現場で指導に当たっている教員の中には、もう少し自分たちの意見を聞いてほしいという声も聞きました。

確かに、英語ができるということと、とても高い能力を持っているということと、子供たちに楽しく英語を教えるということは、ちょっと違うことではないかと思われま。初めて外国語活動を行う場面にはALTの力をかりてほしかったなと思いますが、恐らくJETプログラムを通してのALTだと思いますので、その辺は恐らく会社とのあれになると思いますが、少し残念だなという気がしております。でも、もう決まってしまったので仕方ないことですが、そのように思いました。

続きまして、先生方の研修につきましては、外国語だけではなくプログラミング、それか

ら道徳の評価方法についても必要になるかと思われます。夏休み等の長期休暇中は比較的時間もとりやすいのかと思いますが、計画等ございますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 大変失礼で、反論して申しわけないんですけども、JETのプログラムについて、本町はJETのプログラムを採用しておりません。千葉県下、恐らく見てもらうとわかると思いますが、英語が採用された時点ではJETを採用している市町村がほとんどだったんです。それが非常に不都合なことがたくさん起こりまして、JET採用をどんどん少なくしていったら、今現在は民間の英語に関する業者との受託契約を結んで、それが非常にふえていると。横芝光町も昨年度まではそうだったんです。

先ほど申し上げましたように、一番不都合なのが、子供たちが直接ALTとやりとりできないわけですよ。こういうことを教えてほしい、やってほしいということが全くできない。これは受託契約の中で、そういうことは違反行為になっているわけですね、そうしますと、英語に直接、確かに外国人の英語に直接触れることはいいのかもしれませんが、それ以前に、英語に触れる前にもう全くそういうような状況が起こってしまうとお話にならない。現実的に、去年そういうような状況下にありましたので、それを解消するために今年度、申しわけないんですが、先ほど申し上げましたように、中学、高校の英語科の教員、OB 1人、OG 1人、それから小学校の教員ですが、英検2級1名、それと先ほど申し上げました英検準1級とTOEIC910、これを採用しまして今現在進んでいるというところでございます。

英語の、森川議員がよく言われるように、簡単に触れればすばらしい英語ができるんじゃないかと、それは確かに言えるかもしれませんが、まず私なんかは、子供と教師、指導者が直接触れ合うことが必要だろうと。それも第一に小学校、特に低中学年は考えていますので、そこら辺のところをお酌み取りいただきたいというものでございます。よろしくお願ひします。

それから先ほどの、申しわけないんですが、質問の中で漏れた部分について申し上げたいというふうに思います。1点は、中学校会場、2中を使っています。これは本会場じゃなくて、議員ご存じのように準会場です。準会場として2校を使っています。ですので、この準会場を使うことによって、子供たちは光中、横芝中、そこで直接受験ができるというものになります。2級までが準会場になるわけですが、準1級、1級になると本会場しか試験を受けることができない、このような状況下がありますので、とりあえず横芝光の中で昨年度までは準1、それから1についてはいみませんでしたので、2級まで両方こちらで受けている

という状況下にあります。

準会場で受けたほうが、受験料が非常に安いわけですね。本会場のほうが高いわけですよ。ですから、なるべく子供たちの都合を考えた場合には、準会場で2級まで受けられますので、そういう方向性をつかみたいというふうに思っています。

それから、受験料が一律ではないのではないかというようなことがあったのかどうかちょっとわかりませんが、確かに2級は準会場で5,500円、5級は2,000円です。2級と5級で3,500円の差があるわけですね、これは、受験全て同じだと思いますけれども、不公平というふうに言われれば不公平なのかもしれませんけれども、5級を受かった子供は4級を受ける、4級を受かった子供は3級を受ける、3年間の中に3回チャンスがあるわけですね。場合によっては、個々に家庭ないしは塾等で受けている子供たちもありますから、5級の子がいきなり3級になるかもしれない。そうすると上がるという可能性がありますので、そういうことを捉えた場合に、個々が、力がついてくるということで、当然そういうことがあるわけですが、あえてこれは不公平ではないというふうに捉えています。なぜならば、先ほど申し上げたとおりです。5級の子が4級、3級と上がっていけば当然上がっていくと。いきなり2級を受ける子供もいるかもしれません。でもこの子は、学校教育の中で英語科で育った子供かどうかというのはちょっと疑問符がついているところでもあります。小学校ないしは小学校へ上がる前から塾等で英語を専門にやってきた子供たちがたくさん今現在おりますので、そういうような状況下にあるというものでございます。

それから、講師についてですけれども、講師については一応、町としてこういう考え方を持っています。英語科の免許を持った講師を優先したいというものであります。それから、英語科の免許を持たない教師でも小学校の教諭経験があればいい。先ほど申し上げましたが、2級を持っておりますので、それについては問題ないだろうと。それから、持たない指導者であってもTOEIC730点、英検できれば準1級、これは国の中高の英語教員の標準であります。それらを参考にしながら、講師、教師、それを含めて今年度採用しているというものであります。

一応、ここで教員の免許を持った人間、これについては時給2,200円でやっております。これについては、直接子供たちの指導もできますし、やっております。2,200円で交通費、社会保険、これ含めて、そのほかにということ。それから塾講師等につきましては、1名はアメリカの短大を出ましてアメリカで生活をしていた人です。これはTOEICが900点を超えております。もう一人は、神田外語大を出てアメリカ留学をし、TOEICが800点を

優に超えております、英検は準1級です。このような講師を雇っているというものであります。

それから、返金の問題ですが、返金の問題については、これは先ほど申しあげましたように準会場とし、2級から5級までということですので、1級から準1級については本会場のみですから、これらに該当しないというものであります。確かに、議員が言われるように、会場使用料とか監督料は返ってきます。これについては、学校に条件をつけてあるのは、自分たちが使うんじゃないと、学校として教育上必要だというものについて、それを校内で購入するということについては制限をつけないという形になっております。例えば、現在は子供たちが使う電子辞書とか、それから教本、英検受験のための教本とかそういうものを買って子供たちに還元しているというものであります。

一応漏れているのはそこら辺かなと思うんですが、何かありましたらお願いします。

○議長（鈴木克征君） 森川貴恵議員。

○2番（森川貴恵君） 教育長のお答え、大変ありがとうございました。

外部指導員に2,200円もの時給をいただいているということで少し安心したんですが、実は一つだけ、この広報2月号を見ておりましたら、図書館の指導員を募集しておりました。これも60歳未満で、教職経験者や司書教諭資格を有する者と書いてありますのに、時給が903円でした。千葉県の最低が895円の中、随分格差が、先ほどの話とあるものだと思いましたが、司書とか資格のあるものについてももう少し上げたらいいんじゃないかなと思いましたが、ご答弁は結構です。申しわけございません。

時間になりましたので、これでありありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時15分とします。

(午後 3時00分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時14分)

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔4番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○4番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず初めに、さきの議会議員選挙では、町民の皆様より厚いご支持をいただき、2期目の当選をさせていただきました。まことにありがとうございます。今後4年間、町民が主人公、暮らしやすいまちづくりを第一にして、1期目で培った経験も生かしながら議員活動を行っていきたいと考えております。

職員の皆様と先輩議員、同僚議員の皆様方にもまたお世話になります。今後とも何とぞご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

さて、本年5月1日、元号が平成から令和にかわり、皇太子様が第126代天皇に即位され、新たな時代がスタートいたしました。紙幣の刷新や56年ぶりの東京オリンピックなどが予定され、記憶に残る幕開けとなるのではないのでしょうか。令和の文字には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められているそうですが、心を寄せ合うという部分で、性別でいえば男性、女性、横芝光町でいえば旧光町や旧横芝町、諸問題に対する賛成や反対の考え方があり、おのおの思いがあろうかと思いますが、どんなことでもお互いが理解し合い歩み寄って、建設的に進むことができれば、こんなにすばらしいことはないだろうと思います。

私も、横芝光町が第2次総合計画でうたわれている町の将来像「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち」への実現へ向けて尽力いたしますこととお誓い申し上げ、質問に入らせていただきます。

大綱1点目、成田空港機能強化に関する今後のまちづくりについてであります。

皆様ご承知のとおり、成田空港の更なる機能強化に関しては、昨年3月13日に四者協議会にて合意が図られ、状況が変化しつつあります。A滑走路については、1時間の夜間飛行延長が本年の10月27日、冬ダイヤから始まることが決定され、A滑走路特別加算金が当町には2,000万円交付されることとなっております。今年度中には交付予定とのことですが、

C滑走路については、用地買収の見通しが面積ベースで約9割立っている状況、周辺対策交付金の増額時期は騒防法の告示があつてからとのこととでございます。

これらのことにつきましては、毎回申し上げておりますとおり、まだまだ異論がございますが、刻一刻と進む状況の変化に対する対応に、成田市を初めとする近隣市町村におくれを

とっていきません。

今回はまた違った視点から質問をさせていただきます。

(1) 雇用拡大に伴う人口増加を取り込む施策についてお伺いいたします。

次の(2) インバウンド、外国人観光客を取り込む施策の進捗状況、(3) 中高生生徒による外国人観光客ガイドを行ってはどうかについてですが、平成29年度の一般質問にて質問した事項でございます。進捗状況を踏まえ、今後の考えをお伺いするものでございます。

そして(4) 転出者、転入者アンケートの活用方法についてでございますが、私が以前より提案させていただいた取り組みでございます。平成30年度より実施され1年が経過いたしました。ご協力いただいている方も多いようで、それなりのデータが蓄積されているということです。わざわざ多額の予算をかけてアンケート調査をしなくとも、日々の実績で実態が捉えられるものと期待しております。

町長も予算編成等に関して最少の経費で最大限の効果を上げるとの考えを示しておられますので、そのような方針にも合致していくものなのではないでしょうか。今後の活用方法についてお伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目は、財源の確保についてであります。

当町の財政状況は、財政力指数、経常収支比率ともにじりじりと悪化しております。近隣自治体では、銚子市で財政が硬直化し、平成31年度から35年度までの5年間、各事業の見直しや公共施設抑制などを盛り込んだ緊急財政対策を実行しております。当町もこのような事態になってしまう可能性は十分に考えられます。支出の抑制は行政サービスの低下を十分に考えながら取り組んでいかなければならないことですが、人口減少を食いとめることや、国の進めるふるさと納税等の活用によって、必要な予算を確保していくことも考えられます。

このような思いも込めて、大綱1点目の人口増加を取り込む関係の質問もさせていただきますが、ここでは次の4点について質問いたします。

(1) ふるさと納税拡大に向けた今後の方向性について、(2) ガバメントクラウドファンディングの検討結果について、(3) 借地料の総額と件数について、(4) 借地料に対する今後の考え方についてお伺いいたします。

ふるさと納税拡大については、町長の公約の一つでございますので、そこを踏まえてよろしくお伺いいたします。

最後、大綱3点目は、空き家対策についてであります。

こちらは、平成30年6月議会でも同様の質問をさせていただいており、継続して確認する

ものです。当時は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成30年4月1日に横芝光町空き家等対策協議会条例が施行され、これにより協議会を設置し、その中で空き家等の活用方法などに関する項目を調査、協議していくという予定ということでございました。

空き家は、倒壊の危険、衛生上有害、景観を損なうなど、近隣住民にとっては生活保全が損なわれるほか、防犯の観点からも問題があります。以前も申し上げましたが、広島県尾道市に脱走した受刑者が空き家に潜伏し、捜査が難航する事件がございました。近隣市町村でも対策に乗り出しているところはたくさんございます。

(1) 空き家対策の進捗状況、(2) 空き家の今後の活用方法について当町の現状をお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

[4番議員 秋鹿幹夫君降壇]

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、成田空港機能強化に関する今後のまちづくりのうち、雇用拡大に伴う人口増加を取り込む施策についてのご質問にお答えさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁させますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

雇用拡大に伴う人口増加を取り込む施策についてであります。成田空港の更なる機能強化が実現することにより、空港内従業者だけでも現在の4.3万人から7万人へ増加すると言われております。これにより町内在住者の雇用場所の拡大が図られ、また、空港隣接である立地を生かし、新規定住者の転入やUターン、Jターン、Iターンが期待できる機会と捉えております。

この機会を生かすためには、成田空港へ直結する幹線道路の整備促進、年間を通じた横芝駅を起点とする成田空港行きバスの運行開始により、成田空港周辺へのアクセスを向上させたいと考えております。また、その他子育てサポートや教育環境の充実、定住施策など、新規定住者の取り込みに向けた特色ある施策について、関係課において検討を進めております。

これらの人口を取り込むための施策を検討する一方、当町では成田空港の更なる機能強化に伴い、騒音区域が拡大されることから、現在住んでいる町民の方々が引き続き当町に住ん

でいただくための施策も大変重要であると認識しています。そのため、騒音区域における固定資産税軽減のための補助金及び防音家屋に設置されたエアコン維持管理にかかわる補助金の制度拡充といった騒音対策のさらなる充実、横芝駅のエレベーター設置といった駅利用者の利便性の向上、空港関連企業への就職支援など、人口維持のための施策にも傾注していきたいと考えております。

町では、引き続き国、県、空港会社と密な連携を図り、騒音に負けないまちづくりの実現に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

〔産業課長 熱田雅之君登壇〕

○産業課長（熱田雅之君） それでは、秋鹿幹夫議員の大綱1点目、成田空港機能強化に関する今後のまちづくりのうち、インバウンドを取り込む施策の進捗状況と、中高生生徒による外国人観光客ガイドを行ってはどうかについてお答えをいたします。

初めに、インバウンドを取り込む施策の進捗状況についてですが、当町を多言語により紹介するため、英語、中国語、韓国語に対応する外国語版の観光リーフレットを作成し、役場総合窓口や横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」などに設置してございます。

また、外国人観光客誘致のために公衆無線LAN環境整備事業により無料Wi-Fiを「ヨリドコロ」に整備し、町内で営業されている外国人向け宿泊事業者等にPRするなど、有効に活用してございます。

一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会では、千葉県観光誘致促進課と連携して、アジア圏からの外国人修学旅行生の受け入れを積極的に行っており、これまで7件、212人の外国修学旅行生などを受け入れ、ホストファミリーにご協力をいただき、ホームステイによる町民との触れ合い体験を実施しております。

現在のところ、当町では外国人観光客の増加が著しい状況にはございませんが、観光や宿泊事業者との連携をさらに深め、官民一体となってインバウンド観光を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、中高生生徒による外国人観光客ガイドを行ってはどうかについてでございますが、中学生または高校生による観光ガイドは、現時点では検討しておりませんが、成田空港を利用して日本を訪れる外国人観光客は年々増加し、来年の東京2020オリンピック・パラ

オリンピック競技大会の開催が、その数をさらに押し上げると予想されています。

また、空港の機能強化による外国人観光客の増加は、成田空港に近い当町といたしまして、地域活性化につながるものと期待しております。したがって、観光ガイドの育成については、町の観光振興の課題であると考えており、ニューツーリズム事業の開発等とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔産業課長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 成田空港機能強化に関する今後のまちづくりのうち、転出者、転入者アンケートの活用方法についてお答えをいたします。

転出者、転入者アンケートにつきましては、平成30年6月より住民課で行っている転入・転出事務とあわせて1年間実施した結果、転出者234人、転入者133人の方から回答をいただきました。

アンケート結果の一部をご報告いたしますと、転出の理由の上位は「就職、転勤等による仕事の都合」「結婚、親族との同居、介護等による家庭の都合」、転入の理由の上位も「就職、転勤等による仕事の都合」「結婚、親族との同居、介護等による家庭の都合」となっており、転出転入ともに同様の理由となっております。

また、転出者に当町のよいところを尋ねた回答では「自然環境が豊か」「治安がよい」、悪いところは「交通の便」「通勤・通学の便」となっております。転入者が当町を選んだ理由には、「親・子・親戚との同居近居」「職場や学校との距離」との回答をいただいております。

このアンケート結果は、議会議長、移住定住コーディネーター、観光・不動産関係者等で構成する、移住・定住推進協議会に報告し、当該協議会委員の皆様にご意見をいただきながら、移住・定住施策を検討する上での基礎資料として活用しております。

今後も引き続きアンケート調査を実施するなど、豊かな地域資源を生かしながら将来にわたって持続可能な魅力ある町を目指し、官民協働で移住・定住施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

〔財政課長 椎名富士男君登壇〕

○財政課長（椎名富士男君） 私からは、財源の確保についての各ご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ふるさと納税拡大に向けた今後の方向性についてですが、当町のふるさと納税の直近3カ年の納入実績は、平成28年度2,611件、3,443万5,000円、29年度2,605件、金額が2,873万円、30年度が3,579件、金額で4,628万円でした。

ふるさと納税につきましては、昨今、本来の制度趣旨から逸脱した過度な返礼を実施している地方公共団体の話題がマスコミに取り上げられ、今月からふるさと納税制度の一部見直しが行われました。

当町では、これまでも運用制度を遵守しつつ、ふるさと納税による寄附額の増加に向け努力してまいりましたが、今回、制度改正に係る国の指定を受けましたので、引き続き町ホームページ等を活用して、地元企業等の協力を得ながら、魅力的な返礼品と町のPRを図ってまいります。

次に、ガバメントクラウドファンディングの検討結果についてですが、平成30年9月議会定例会で、今後予定されている新規事業等でクラウドファンディングの対象としては、JR横芝駅のバリアフリー整備事業で企業版ふるさと納税制度の活用とあわせて検討している。ガバメントクラウドファンディングの活用は、当町の厳しい財政状況を鑑みると大変有効な手段であり、今後も引き続き検討すると秋鹿議員にお答えしております。

ガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納税とクラウドファンディングを組み合わせた資金調達の方法です。自治体の抱える問題解決のため、特定の事業をプロジェクトとして具体的に示し、ふるさと納税の使い道として指定することでプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みで、近年、全国の自治体において急速にその活用が拡大しております。

通常のクラウドファンディングは、目標金額を達成した場合のみ支援金額を受け取り、達成しない場合はプロジェクトを中止するのが一般的ですが、自治体が行うガバメントクラウドファンディングでは、ふるさと納税分で目標金額を達成できない場合は、不足額を自治体の一般財源で補填してプロジェクトを実施するのが通常です。実績的には、目標額を達成できた事業がある一方で、目標額に至らなかった事業も多数あるようです。

ガバメントクラウドファンディングの実施に当たっては、プロジェクトとなる事業の選定が重要で、そのプロジェクトは人々の共感を得る必要があります。今後は、地域の活性化効果や社会貢献度が高いなど、多くの方に共感を得られるような事業については、企画担当課

と連携を図りつつ、企画段階からガバメントクラウドファンディングの活用について積極的に検討し、来年度から始まる第2期横芝光町まち・ひと・しごと総合戦略の地方創生事業への取り組みについてもあわせて検討していきたいと考えております。

なお、地元企業や生産者の皆様の協力のおかげで、当町の返礼品は6月1日現在、21事業者108品目になりました。今年度は、クラウドファンディングに近い取り組みといたしまして、寄附金の使用用途に具体的な事業名、内容等を表記、PRし、寄附者の共感が得られるような情報提供を工夫しながら、ふるさと納税の件数と寄附金額の増加に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域振興を図る上でガバメントクラウドファンディングの活用は、当町の財政状況を勘案すると大変有効な手段でありますので、今後も継続して検討してまいります。

次に、借地料の総額と件数についてですが、今年度の予算書記載の件数と金額で申し上げますと、一般会計は21件、4,311万5,000円、食肉センター特別会計は1件、129万9,000円、病院事業会計は1件、604万円で、合計では23件、5,051万4,000円です。

最後に、借地料に対する今後の考え方についてですが、現在、町では16万3,000平方メートル余りの土地を年間約5,000万円の賃借料で地権者の皆様からお借りしており、用途のほか、地目、平米単価、期間など契約ごとに多種多様でございます。

借地料につきましては、かねてより軽減するように議会あるいは監査委員から指摘を受けているところであり、財政担当課といたしましても軽減を図りたいと考えております。これまで個別に買い取りや単価見直しを行い、借地料の軽減を図ってまいりましたが、今後は個別施設計画の協議とあわせ、返還という方法も検討しなければならないと考えております。

また、現行の借地料単価につきましては、地価動向を踏まえた見直しが適当と考えますが、それには地権者の皆様の理解が必要となります。当初契約から数十年を経過している土地も多くあることから、地権者の皆様の意向を確認しながら見直しを検討していきたいと考えております。

〔財政課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱3点目、空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策の進捗状況についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、昨年4月に横芝光町空家等対策協議会条例を制定し、11月に横芝光町空家等対策協議会を設立しました。協議会の委員構成は、町長を会長として、委員には町議会議員、法務、不動産または建築に関する学識経験者や、警察や消防など関係行政機関の職員14名により組織されています。

11月に開催した第1回協議会では、空き家等に係る全国的な動向、平成29年度に実施した実態調査、意向調査の結果、今後策定していく空家等対策計画に盛り込むべき内容、今後のスケジュールについてご説明させていただきました。

現在、実態調査や意向調査の結果をもとに、横芝光町空家等対策計画の素案を作成しているところで、協議会にお諮りしながら、今年度中に計画を策定してまいります。

次に、空き家の今後の活用方法についてですが、現在作成中であります空家等対策計画に盛り込むよう考えております。具体的な例を申し上げますと、国土交通省がモデル事業で実施している全国版空き家バンクなどへの登録を行うことを検討しております。

議員もご存じのとおり、空き家バンクは空き家の所有者と空き家に住みたい人をつなぐサービスで、空き家を売りたい、貸したい人から空き家情報の登録をしてもらい、買いたい人や借りたい人とをマッチングさせるものでございます。しかしながら、空き家バンクの認知度が高いとは言えない状況であると思われますので、周知をしていくことが重要であると考えているところで、空き家等の所有者へ利活用を効果的に推進するべく、空き家バンクなどについてのアンケート調査を行う予定であります。

いずれにしましても、今後、協議会の中で空き家の活用方法について検討してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） 答弁いただきありがとうございます。自分で45分と申請しておいて、ちょっと時間がないんですけれども、私の要望も含めて、申し上げたいところから再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

空き家の対策についてのところから始めさせていただきたいと思いますが、私が以前提案したところの中で、民泊の需要が高まっていますので、空き家を民泊に使用する動きも見られますということで申し上げておりますが、今計画作成中ということでございますけれども、今、答弁の中では空き家バンクのお話だけだったかと思いますが、そういったお考えはあり

ますでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 民泊施設の関係は、秋鹿議員のほうから以前質問をいただいたところでございます。そういった中で、11月に開催しました第1回空家等対策協議会の中で、計画に取り込む内容の協議をさせていただきました。その中で、利活用についての支援事業の説明等も委員さんには行いました。移住・定住につながる施設、または地域のまちづくりの拠点、空き家再生などについては、活用する場合については、事業主体に補助制度があり、自治体や民間が対象となる話もしたところでございますが、委員さんのほうからは、利活用にノウハウのある民間事業者と連携していくのが行政としてはよろしいんじゃないかというような意見も出たところでございますが、協議会の中で話をしております。

民泊施設につきましては、事務局レベルでも検討しましたが、町が購入または施設を改築する際に買いたい方とのニーズがマッチするかというような部分もあるかと思います。例えば、その施設を、住宅を利用できる人数ですとか規模ですとか、または庭の大きさですとか、いろいろな問題等があると思います。その上、地理的なものや、交通上のアクセスの問題等もありますので、そういったことを考えますと、町が行っていくよりも、売りたい方と買いたい方を直接マッチングさせる空き家バンクがまずスムーズにニーズにつながるのかなというふうに考えているところです。

しかしながら、協議会には不動産または建築に関する有識者もいますので、次回の会議等でもこれらの話については協議していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。ぜひ多角的な考え方でお願いいたします。

その中で、また騒音対策の話につながっていくんですけども、以前私の提案の中で、空き家活用の意味で騒音対策が可能になっている空き家があるのではないかと、そういったところも活用して移住者へ発信していくことも考えられるというような提案をさせていただいていますけれども、これに対しては町長のご答弁で、移住・定住対策を促していく中で極めて大きな一つのヒントになるのではないかとというような答弁をいただいています。その辺の進捗を踏まえて、今のお考えを町長、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特に、一種区域内にある、今既存の建物ですね。例えば住んでいらっ

しゃる方がいるおうちに施策がなされている、その隣に空き家があった場合、そこにいらっ
しゃった方に対して同じサービスができるか。具体的に言えば、簡単に言えばそういうよう
なお話なのかなというふうに認識しています。それについて私どもも、これから大きく中心
市街地をも含む大きなところでそういう一種区域に入ってきている可能性が大きくなって
いるわけでありましてけれども、そうしたときに、ただ人が出ていってしまっただけの状態、
入ってくることをできないような今の状況になってしまうのではないかという危惧を非常に
しております。

ただ、一旦出て行って空き家になった建物にまた新たに定住者が来ても、それがいろいろ
と今の法律ではだめだということがはっきりわかっていましたし、せんだってもしそういう話
をさせてもらったんですけれども、であるとすれば、まず法律を変えなければならない。ま
たは、ほかの選択肢としては、町行政が単独でその移住定住支援策としてそれを行うとい
うような部分がございます。

今、いろいろな情報の中においては、航空法に基づく空港の変更許可がことしいっぱいま
で、あるいは今年度中には出されるのではないかと今ささやかれている中で、そうなった暁
には、騒音対策交付金の額も決まってくるだろうし、また、地域振興枠の問題も、はっきり
した数字をお示しできる状況になるかと思えますし、そのときにこれからの横芝光町をどう
維持していくか、発展させていくかについて、そのお金をどのような使い方で進めていくか
ということも今後考えていかなければならない大きな一つだと考えておりますので、その辺
のことも含みながら、今後移住・定住者の受け入れの促進のためにも、それがひいては地域
振興につながる部分でもあるかと思えますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふ
うに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。今、町独自の補助というところもありました
けれども、ぜひN A Aまたは共生財団がまず助成してもらおうという、そういった姿勢が町民
に対しての姿勢につながっていく、そういうふうに見えていくという部分があるかと思いま
すので、私の気持ちはそちらが強いです。最終的には町独自の補助という形になったとし
ても、それをメリットに感じて移住して下さる方も可能性としてはなくはないと思えます
ので、そういったところも含めてご提案差し上げております。その辺は町長の腕の見せどころ
だと思いますので、調整事のほうはよろしく願いいたします。

では、1番目にまいりまして、成田空港機能強化に関する雇用拡大に伴う人口増加を取り込む施策についてです。こちらについてですけれども、今いろいろな施策のご答弁をいただきました。その中で、例えば私の提案するところがございますが、栄町が移住・定住者に対して奨励金交付の取り組みを行っております。移住・定住奨励金、移住者子ども加算金など、いろいろな奨励金がございます。こういった取り組みをされていたのは、町長のほうはご存じでしたでしょうか、お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 完全ではないでしょうけれども、一部そういうような施策を行っているというのを認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。こういった対象資格の中に、居住年数3年とか5年とか、継続して居住していただくことを資格として設けている。この辺がいいところかなというふうに感じていますので、途中で出ていってはいけないということですね。そういった制限を設けて奨励金に取り組んでいるところもございますので、考えてみてもいいのかなと思います。

こういったところの中で、賃貸物件への移住者という形も考えられるかと思います。成田空港の仕事は、人事異動が伴う方ももちろん少なくありませんので、住宅を購入する考え方ももちろんない方もたくさんいらっしゃいます。私は働いていましたのでよくわかります、その辺は。そういったニーズをいち早く把握して、そのような考えの方にも魅力が感じられるような施策を今後考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、インバウンドを取り込む施策の進捗状況でございますけれども、以前の答弁を参考にしていますと、進捗しているのかなというふうな形で受けとめました。よいことかなと思います。そのような取り組みの中で、こういった協議の中で、外国人の方を取り入れてみてはどうかという考えを、今私は持っておりますので、例えば茨城県は有名な外国人ユーザーと契約して、いばキラTVという番組を制作しております。これが結構人気な、外国人には非常に興味を引く番組という部分があるそうです。

近年、観光客数が年々増加している中で、近年の訪問先は、東京、箱根、京都、大阪など、日本の主要観光都市を回る、いわゆるゴールデンルートと言われるそうですが、日本人の生活文化が体験できる地方観光へとシフトしつつあるということがございます。こういう地方

のほうに興味が生じているようです。この波に乗って、外国人の興味を引く地方の魅力を発信することが実効性の高い取り組みになっていくと思われまますので、これは町独自というのは大変厳しい部分というのも私も重々承知しておりますけれども、成田空港圏との広域で協力していくことも考えられるかと思いますが、こういった取り組み、町長、お考えはいかがでしょう。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、法律でも外国人労働者の受け入れの規制緩和の問題とかある中で、やはりこの成田空港圏のみならず、日本全体の中で外国人の取り入れをしていかなければ経済が構築されていかないというような状況が今ある中で、個人的な思いの中では、いろいろと思いがございます。

例えば、外国人の語学の学びの場として提供できるものがあるのではないかとかそういう、具体的な発言は控えさせていただきますけれども、そういうような民間からのオファーもないわけではございません。そうしたものから一步一步進められるのかなという思いでございますので、大きなそれが結果としてつながってくればいいなというふうには考えておりますし、そういうお話が具体化されてきた暁には、しっかりと対応していきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

単直に申し上げますと、外国人の考えていることは一番外国人がわかるということをおし上げていただけですので、多角的な考え方でいろいろ考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

中高生生徒による外国人観光客ガイドについてはですが、以前の答弁と変わらない答弁であったような感じがします。現時点では特に検討はしていないということでございますけれども、以前も申し上げましたが、私が申し上げたいのは、学生による外国人観光客ガイドでございますので、実際にこのような取り組みをされているボランティア団体はございます。先ほども森川議員がおっしゃっていましたが、外国人との意思疎通がかなったときの達成感是非常に気持ちいいものと私も理解しておりますので、こういったところも考えて、教育課長、答弁のほうお願ひいたします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） お答えいたします。高校生の教育に関しましては町教育委員会の管轄外ですので、ここでは町内の中学生に絞った回答をさせていただきます。

まず、中学校の教育課程の中で、一部の生徒を対象に外国人観光客ガイドの育成を行うことはできません。仮に、部活動などの課外活動で育成することができたとしても、いざ観光ガイドを実施するという段階になった場合、学校の授業として実施することはできませんし、子供だけでこれを行うことはできません。つまり、外国人観光客ガイド事業を行う団体が必要になってまいります。

したがって、今後、当町を訪れる外国人観光客が増加し、外国人観光客ガイド事業を行う団体ができ、観光ガイドの需要や必要性が高まった折には、中学生による外国人観光客ガイドについて産業課と協議しながら検討したいと考えております。

ただ、外国人観光客ガイドを行うには、英語検定2級以上の英語力が求められるということですので、当町に限らず、能力面において中学生でのガイドは難しいのではという印象を持っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 秋鹿幹夫議員。

○4番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってしまいましたけれども、今後の課題とさせていただきますので、今後4年間、どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月5日から6月6日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月5日から6月6日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

6 月 定 例 会

(第 2 号)

令和元年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年6月7日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第2号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第3号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町駅前広場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号審議(質疑・討論・採決)
千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 8 議案第7号審議(質疑・討論・採決)
町道路線の認定及び変更について
- 日程第 9 議案第8号審議(質疑・討論・採決)
令和元年度横芝光町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第9号審議(質疑・討論・採決)
令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第10号審議(質疑・討論・採決)
横芝光町教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 議案第11号審議(質疑・討論・採決)

横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第14 特別委員会設置の件

日程第15 議員派遣の件

日程第16 請願及び陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第16まで同じ

追加日程第1 発議第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（16名）

1番	小倉弘業君	2番	森川貴恵君
3番	印東彦治君	4番	秋鹿幹夫君
5番	宮蘭博香君	6番	山崎義貞君
7番	越川一雄君	8番	庄内賢一君
9番	鈴木和彦君	10番	鈴木輝男君
11番	川島仁君	12番	川島富士子君
13番	鈴木克征君	14番	鈴木唯夫君
15番	八角健一君	16番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	椎名富士男君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	鈴木正広君	住民課長	大木敏江君
産業課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君

福祉課長	及川雅一君	健康こども長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名雄一君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	市原通雄	書	記	齋藤美紀
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号ないし請願第4号について、総務経済常任委員会委員長から、陳情第1号ないし陳情第3号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔6番議員 山崎義貞君登壇〕

○6番（山崎義貞君） 皆さん、改めましておはようございます。日本共産党の山崎義貞です。町議改選後の一般質問を行います。

川崎市で小学生ら20人が死傷する痛ましい事件がありました。現場には、今も花が手向けられ、悼む姿が絶えません。遺族や傷つけられた子供たちの心身のケアは、これからが大事です。二度とあってはならないという思いを、多くの人と抱きながら、はっきりとした道筋が見えないもどかしさがあります。

50代の容疑者が、ひきこもり傾向であったと伝えられたことから、ひきこもりをどうにかしろなどという乱暴な声も出てくる中で、息子はひきこもりがちで家庭内暴力もあった、川崎の事件を知って、息子も人に危害を加えるかもしれないと思ったとして、長男を殺害したとされる元農水事務次官の供述も切実です。

今さまざまな事情を抱えて、ひきこもり状態にある人や家族を追い詰めていないか心配になります。ひきこもりだろうが、家庭内暴力であろうが、殺害することだけは絶対許されません。恥だと思わずに、外部機関とつながってほしいものです。

内閣府の調査では、中高年のひきこもりは60万人にも上り、若年層を上回ったとされています。80代の親が50代の子を養う8050問題も深刻です。SOSも出せずに孤立していく人たちに自己責任だと済ませずに、手を差し出すことが私たちに求められているのではないのでしょうか。今後も一人一人の生活の苦しみに寄り添うことをお誓いし、一般質問を行います。

それでは大綱3点について質問いたします。

初めに、文化財保護について質問します。

旧横芝庁舎に保管されている文化財は、当町の歴史を知る上で大切な歴史的財産がたくさん発見され保管されています。旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡が発掘され発見されています。古墳時代の遺跡としては、殿塚・姫塚の中台古墳群は国指定史跡として発掘され保存されています。遺跡発掘、その多くが、町の北西部と栗山川流域で発見されていて、町の歴史を知る上で興味が広がるものです。この遺跡を多くの町民に知っていただくことは、大きな郷土愛を育むことにつながるものだと思います。

旧横芝庁舎の行政センターは、中世、近世の文化財も保管されていますが、これらの価値について、どのように認識をしているのかを伺います。

次に、保管状況について伺います。

行政センターは、雨漏りするような状況で、適正な保管状況にないものと考えます。貴重な文化財が損なわれないように、廃校後の大総小学校へ移し、常設の展示などの有効活用を図り、保管環境を整えることがよいのではないかと考えますが、町の考え方を伺います。お答えください。

文化財を適正管理するためには、文化財の種類によって保管管理方法が違ってきます。行政センターに保管されているたくさんの文化財を適正管理するために、必要な施設の広さや適正な環境が必要と考えます。どのような保管環境が必要と考えているのかを伺います。お答えください。

文化財を学校教育にも活用し、児童生徒の郷土文化の学習利用の推進を図ることは必要と考えます。このことについて質問いたします。

文化財の中でも、遺跡から出土している土器などと触れたりすることにより、児童は興味を持ち、古代の人々の暮らしに思いをめぐらし、情操教育に役立つものだと思います。この

町から発掘された文化財の利活用を、学校教育に生かすことについては、どのように考えているのかをお聞きします。お答えください。

次に、国保医療について質問をします。

OECDの調査によると、過去21年間に、日本の時給は8%も減りました。先進主要国で、実質賃金が下がったのは日本だけで、長時間労働や過労死問題など、家庭生活に重大な影響が出ています。

国保加入者は約3,000万人で、高過ぎる国保料に多くの加入者は悲鳴を上げ引き下げを求めています。今回の国保質問は、生活困窮者が利用できる国保法44条の減免制度に関連するものです。

初めに、国保法44条は、特別の理由があるとき、医療費の一部負担金を減額、免除できるとしています。この一部負担金の減免制度については、どのような制度なのかお聞きします。

次に、格差社会の中で、経済状況が思わしくなく、生活に困窮し医療機関にかかりたくてもかかれない世帯もふえ、病院で診てもらったときには手おくれになってしまったなど、命にかかわる問題がふえています。当町の町民が、国保法44条を利用するために、相談に来られた件数と利用件数を教えてください。

国保法44条は、医療を求める人の最後の命綱だと認識します。そして、町民の多くが、この制度があるのだということを知ってもらうことが必要と考えます。どのような形で広報しているのかを伺います。

最後に、介護について質問をいたします。

平成30年度から始まった第7期介護保険事業では、地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みを、より一層進めていく必要があるとして、高齢化が一段と進む2025年に向けて、地域包括ケアシステムの取り組みを具体的に進める計画と位置づけ、高齢者施設全体の進展を図ることを目指すとしています。

国の介護保険制度は、目まぐるしく変わり、制度そのものを理解することも大変との声があります。

平成30年度に施行された介護保険法は、医療、介護の連携の推進等などの内容ですが、介護保険制度の持続可能性の確保として、利用者負担がふえることと介護納付金における総報酬割の導入で、介護保険料の負担増となっています。

町の高齢化率は、今年度の推計で35.6%、2025年には38%に上ると見込まれています。これは、人口減少が現在よりも2,000人減少することになり、地域と高齢者がどのような形で

結びつくのか、真の地域包括支援システムの構築が必要になり、過疎の町になりつつある、この町の高齢化対策を、町民とともに進めなければなりません。

そこで、町内で運営している各種の介護施設数、そして利用状況を教えてください。

町内の特養施設の町内の人の利用者数と町外の人利用者数、町外施設の町内の人の利用者数について、つかみ切れるところで構わないので教えてください。

次に、地域包括支援センターの運営について質問します。

この事業の運営には、社会福祉法人に業務委託をしています。業務委託がだめだということではなく、支援センターの事業は介護予防、日常生活支援と包括的支援事業で、特に権利擁護業務には成年後見人制度や消費者被害防止など、個人情報の管理も心配になるところで

認知症対策は、地域の協力も必要になります。これからの地域支援サービスを考えたときには、町が直接、運営するほうが、より地域と密着できることにつながるのではと考えるものですが、当局の考えをお答えください。

以上、最高3点、壇上からの質問といたします。

〔6番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 山崎義貞議員からの文化財保護についてのご質問のうち、文化財は学校教育にも活用し、児童生徒の郷土文化の学習利用の推進を図ることは必要と考えるがについてお答えいたします。

学校教育法第21条第3号では、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということにしております。

学校教育法施行規則では、小学校学習指導要領第51条で、各教科等の授業時数を定め、社会科の指導計画の作成等、配慮事項では各学校においては地域の実態を生かし、児童が興味、関心を持って学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査、見学などの体験的な活動や、それに基づく表現活動の一層の充実を図ることとしております。

伝統や文化に関する教育は、小中学校とも、学習指導要領に示された内容に従い、社会科

だけではなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間等においても、児童生徒の発達段階を踏まえ、国や県、町の伝統や文化に対する教材等を活用して、指導の充実を図るよう進めております。

当町の指定文化財は、国指定が2件、県指定が6件、町指定が33件となっており、旧行政センターに保管されている町指定文化財は、平成10年指定の海保漁村著書、平成30年指定の遠山天ノ作遺跡、東長山野遺跡、小川台古墳群、篠本城跡から出土したもの5件となっております。

これらの文化財を、学校教育に活用し、児童生徒の郷土文化の学習利用の推進を図ることは、海保漁村著書を除いて指定して間もないことから、今後各学校が、必要とする文化財を検討し順次指導計画に盛り込まれるということになろうかというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 山崎義貞議員からご質問の大綱1点目、文化財保護についての旧行政センターに保管されている文化財保護についての旧行政センターに保管されている文化財の価値についてと文化財の提示や保管など適正な保管環境が損なわれていると思われる。廃校後、大総小学校舎へ移し有効活用を図るべきだと考えるなど、旧行政センターに保管されている文化財を適正に管理するには、どれくらいの広さとどのような環境施設が必要になるかについてお答えいたします。

初めに、旧行政センターに保管されている文化財の価値についてですが、現在保管している文化財は横芝光町から出土した考古資料である埋蔵文化財と民俗資料、古文書、文献資料、絵画などがあります。いずれも町の歴史を知る上で重要な資料であり、文化芸術的にも、ほかに誇れる重要なものです。

また、文化財は、文化財保護法によって、貴重な国民的財産であることを自覚し、大切に保管すると考えていることから、全ての文化財に価値があるものと考えております。

次に、保管環境や今後の大総小学校の活用についてですが、現在は旧行政センターを収蔵場所として利用しておりますが、本来文化財の保管、展示を目的とした施設ではないこと、建築後50年が経過して老朽化していることなどから、展示物の一般への公開が困難な状況です。そのため、図書館の町民ギャラリーにて一般公開をするなどして有効活用を図っております。

ます。

大総小学校の閉校後の利活用につきましては、地域の実情を踏まえ、活性化に供する施設として、民間業者などを誘致することにより、有効的な活用を目指しております。今月中には、大総小学校跡地活用事業にかかわる企画提案の公募を実施する予定となっております。

民間業者などによる利活用の枠の中で、文化財保護・活用の可能性について勘案するとともに、あわせて他の公共施設等の活用につきましても検討してまいります。

次に、文化財の適正管理に必要な規模と環境についてですが、現在保管している収蔵物は標準整理箱で3,765箱あります。そのほとんどを棚に収蔵しており、これらで約280平方メートルを占有しているほか、民俗資料や古文書、文献資料などの収蔵や整理作業場などで、合計1,080平方メートルを占有しており、絵画の民俗資料を展示する400平方メートルを加えた約1,500平方メートルの床面積が必要と考えております。

保存環境といたしましては、古文書と民俗資料が最も脆弱なことから、それらの保存管理を考慮した環境の確保が望ましいところと考えております。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

〔住民課長 大木敏江君登壇〕

○住民課長（大木敏江君） 山崎義貞議員ご質問、大綱2点目、国保医療費についてお答えします。

初めに、一部負担金減免制度については、国民健康保険法第44条で、保険者は特別の理由がある被保険者が保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合の一部負担金の減免や支払いの免除及び徴収猶予の措置をとることができることとされており、当町では、横芝光町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱において、免除及び徴収猶予に関する必要事項を定め、平成23年4月1日に施行しています。

次に、当町での利用に当たっての相談件数や利用件数については、町の要綱の施行後、これまでに2件の相談がありました。いずれも申請には至らず、一部負担金の減免及び徴収猶予の実績はありません。

次に、町の広報や取り組みについては、この減免制度の対象となる要件や申請方法等を、町ホームページに掲載しているほか、毎年11月の千葉県内一斉に国保制度の啓発を行うちば国保月間に、町広報紙で国保制度の仕組み等をお知らせしている中でも説明しております。

〔住民課長 大木敏江君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 山崎義貞議員からご質問のありました大綱3点目、介護についてお答えいたします。

最初に、各種施設数と、その利用状況についての、特養施設などの各種施設数と利用人数についてですが、町内施設における町内利用者数は、特別養護老人ホームが4施設あり164名の利用、短期入所生活介護、いわゆるショートステイ事業所が3施設あり90名の利用、通所介護、いわゆるデイサービス事業所が13施設あり400名の利用、訪問介護、いわゆるヘルパー事業所が6施設あり119名の利用、訪問介護事業所が1施設あり10名の利用、訪問リハビリ事業所が1施設あり1名の利用、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが2施設あり35名の方の利用がございました。そのほか、夜間対応型訪問介護事業所が1施設あり、現在利用者はございません。

次に、町内施設の町外者の利用についてでございますが、介護保険の保険者は各市町村となっており、給付の実績等は各市町村で管理しているため、当町以外の方の町内施設の利用状況については把握してございません。

次に、町外施設の町内利用者についてですが、特別養護老人ホームでは匝瑳市ほか8市町で51名、短期入所生活介護は匝瑳市ほか4市町で14名、通所介護は匝瑳市ほか14市町で79名、訪問介護は匝瑳市ほか13市町で93名、訪問介護事業所は匝瑳市ほか6市町で24名、訪問リハビリ事業所は東金市ほか1市で5名、認知症対応型共同生活介護は匝瑳市ほか3市町で6名の方が利用しております。

また、町内に事業所のないサービスは、老人保健施設サービス、通所リハビリ、訪問入浴のサービスがあり、匝瑳市ほか12市町で157名の方が利用しております。

次に、地域包括支援センターの運営についての今後の運営形態を業務委託から町が直接、運営する方向に切りかえるべきと考えるかについてですが、当町の包括支援センターは開設時の平成19年度より九十九里ホームへ委託し、第二松丘園内に事務所を設置し運営を行っております。高齢者支援介護相談窓口として、地域の方々へも定着しているところでございます。

また、包括支援センターの職員は、保健師または保健師に準ずる職員、いわゆる看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専門職員を置くことが配置基準で定められてお

ります。現在、6名の専門職員が、日々相談や訪問等を行っております。

議員ご質問の町が直接、運営する方向に切りかえることについてですが、現在包括支援センターにおいてはさまざまなケースに対応していただき、地域の方々に信頼される親密な関係を築いていただいております。

また、当町における訪問介護ケアシステムの進化、推進により、一層の対応をしていただける体制を整えるため、本年度より九十九里ホームの協力により、保健師1名を増員し、さらなる機能強化を図ることができたことから、直営への切りかえは考えておりません。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは、文化財保護の問題から再質問をさせていただきます。

教育長、先ほど言われましたように、各学校に任せてというような答弁だったと思います。今現在、行政センターで学校利用されている学校が1校と聞いております。

私非常に、この1校は、このいろいろな土器とか、そういうものに親しんでくれる、そういう点では、こういうことを、ほかの学校にも広げることができれば、非常にうれしいなという思いがあったもので、これは教育長が、教育委員会が指導してやれということができない問題でもないのです、なるべくこういうことがある、こういうことがやっていい結果、成果を出しているということ、ほかの学校にも知らせていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

〔6番議員「すみません、教育長」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 全くほかの学校が云々ということではないんです。ただ、町の文化財については、やっていないという部分が当然あるわけですが、社会科の中で言いますと、社会科が中心にして行われているわけですが、社会科の中では、我が国の代表的な文化遺産、これらを中心にやりなさいというのが学習指導要領で定められているわけです。

そこら辺を中心にしてやっておりますので、どちらかと言えば、世界文化遺産とか国宝とか重要文化財、そこら辺のところの中核になってくるのではというふうに思っています。

ただ、議員言われるように、では町のものはどうでもいいのかということではなくて、それらについては、校長会等々を通じて、随時知らせたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。それでは、ぜひ知らせていただきたいというふうにお願いをいたします。

私、県の文書館にちょっと行きまして、そこで、この文化財の保護について、どのような取り組みがされているのかということで聞きに行きまして案内していただいたのが、印西市の木下交流の杜歴史資料センターというところなんです。ここは、印旛高校、旧印旛高校、この移転に伴って廃校になった跡地を払い下げてもらって、市民の歴史及び文化に対する理解と認識を深めるとともに、市民のふるさと意識の醸成と相互理解を図ることを目的に、約500平米の鉄筋コンクリート、改築して鉄筋コンクリート1階建てにした施設なんですけど、この施設、非常に市の、要するに印西市、合併しましたが、市の、要するに、何ていいますかね、市民の憩いの場にもなるし、歴史や、そういうものに対して、市民に広げる、常設の展示をつくって広げるということの考えでできたわけなんですけど、こういうような施設、町長どのようにお考えになりますかね。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員おっしゃられた印西市の話でございますけれども、今、印西市というのは、議員も知っておられるかと思っておりますけれども、今日本一住みたいというような町で、人口も10万人を超して、非常に財政力もすぐれているところでございまして、ああいうものができればいいなとは思いますが、やはり行政・財政運営の中で選択をしなければならぬ状況の中で、まだまだ福祉の向上についても、しっかりやっていかなければならない部分の中で、なかなか今、手の出せない状況にあるというのが現実なのではないかというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

印西の場合には立派な建物ではあるんですが、私はそのような立派な建物を建てて、常設の展示場をつくれということではないんですがね。

郷土の歴史、そして文化財の、その認識を深めるためには、どうしても常設の展示場というものが必要になってくるのではないかというふうには思います。そのことについては、町長どのように思いますかね。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 考古学の問題に絡んでくるのかなと思いますけれども、なかなかちょっとその辺についての知識が薄いものであるんですけれども、横芝光町から出土された文化財の価値が、壇上で課長が答弁で答えましたとおり、大変価値のあるものもあるというふうに聞いております。

その中で、壇上でもお答えしましたとおり、なるべく広い、皆さんが目に見えるように、図書館のギャラリー、ホール等を使って、定期的にと言いましょうか、やっておるという現実もあります。

それと、あと当町には、それ専門と言いましょうか、文化財に精通した職員も1人置いている中で進めさせているということについては、やはり他の町に比べたら、その部分についても比較的しっかりと対応できているのではないかというふうに思っておりますので、今その場所の問題もございまして常設となりますと、常に建物の管理までのことも考えていきますと、財政的に非常に厳しいものがあるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 当町の町民ギャラリーで、毎年、それこそ町の教育委員会が、いわゆる町民ギャラリーで、いろいろこういう文化財のことに關してやっています。このような、もっといっぱいあるんですが、立派なものをつくっていると。このことに関しては、非常に取り組みが、よくやっているというふうに、私も認識をしています。

今、そこで終わっていいのかなと。終わっていいのか。より一歩前に進んでいただきたい。これが私の思いなんです。

この町民ギャラリーは、それこそ平成23年から毎年、年1回は最低やっています。なもので、町の歴史をアピールする上でも役立っているとは思うんです。町民にも知らせていることを役立っているとは思いますが。

しかし、来年の3月廃校の大総小学校というのは、非常に、そういう点では文化財、出土している文化財の展示には、あそこは近くに坂田城址もありますし、歩いて行ける、ほかの町、他の観光客にアピールする上でも、非常にいい場所ではあるのかな。

これは、何も全部、大総小学校を全部使ってということではなくて、一部を使えるようなことも検討してみてもどうなのかなと。特に、この学校利用の、跡地利用のことが今出ていますので、ここに一部を使えるようなことというの、ぜひ検討してみたいとい

うふうに思いますが、企画空港課長か財政課長か、ちょっとその辺のところ、一言思いがあればお願いしたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 財政課長。

○財政課長（椎名富士男君） 大総小学校の活用に関してでございますが、実はプロポーザルの、この審査委員会のほう、来週から、それぞれ、大総小、それから南条小と、会議を予定しておるところでございます。

その際に、募集の内容ですとか、それらの審査をしていただくことになるわけなんですけれども、議員もおっしゃるように、大総小学校の校舎全部ではなくて、その一部を文化財の展示コーナーにしたらどうだということなんですけれども、実際このプロポーザルの応募が、どのような事業者から、どのぐらいの、いわゆる広さを利用してといいますか使いたいんだというような、全く希望といいますか概要がわかりません、今の時点では。

ですので、今、ではその一部を使うようにしましょうとかというお話はできないんですけれども、ただこのプロポーザルをして業者さんのほうから、私どもはこれぐらいのスペースで、いわゆる用が足りますというような事態になれば、その時点で、その業者さんと、ではその中の、では一部を、こういう理由で、こういう方法で使わせてもらえないでしょうかというような相談は可能だとは思いますが。

ただ、今の、現時点におきましては、それらについてはまだ、全くわからないということしかお話はできないところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 可能だという答弁なもので、ぜひそのところも検討事項といいますか考えていただきたいというふうに思います。

次に、国保医療についての質問をさせていただきます。

相談件数2件ということで、非常に少ないわけでありまして。利用といいますか対象として、利用がゼロだということです。相談したいんだけど、この44条の制度というのがあるということが、よくわからないということがあるのかなという思いもします。

それで、平成30年の2月現在での国民健康保険の滞納世帯ですかね。これで種類、以前いただいたものなんですけど、この未申告の滞納世帯が88世帯あって、資格証明の世帯が31世帯、短期保険証が17世帯ということがあるんです。ぜひその未申告ということが、やはり非常に生活が苦しい人、所属がない人ということも含めて考えられるのかな、こういう人たちが、

この44条の制度そのものを知っていれば、お医者さんにかかりたかったときに、こういうかかれる制度があるということが、まず知って、知らせてほしいということがあるんです。

そういう中で、非常に面倒な手続ではあるんですね、これ。44条の減免制度の手続。医師の意見書、収入の証明書、資産の申告書や家賃や地代の証明書とか同意書、あとは町長が必要と認める書類というようなことであって、この条件とかということに、例えば見せられたら、これはちょっとできないなというふうに思ってしまう人もあるかもしれません。

なもので、このところは、ぜひ、もし相談あったならば、非常に丁寧に相談してあげてほしいとは思いますが、課長どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（大木敏江君） 山崎議員おっしゃるとおり、町の国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱でも、特別な理由ということで該当、減免の対象といたしましては、震災ですとか風水害、火災、その他などの災害より、人的、資産的に重大な損害を受けたとき、あと干ばつとか冷害とか、農作物の不作などの理由に、収入が著しく減少したとき、あと事業及び業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときということで、3条のほうにはそうなっております、あとこの申請も、おっしゃるとおり、医師の意見書ですとか収入申告、資産申告書、家賃証明とか、結構添付書類も大変多くなっております。相談があった際には、その辺を親切、丁寧にご説明はしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この国保の問題につきまして、かつては、世界の皆保険の、モデルケースだと言われているときもございました。当然のことながら、人口が右肩上がりであって、しっかりとした人口構造が、ピラミッド型の人口構造がなされているときには、この国保制度というもののいいところばかりができていたんですけども、今の状況の、何ていうんですか、今の。こういう、悪いような状況の人口構造の中で、この制度自体の問題にも大きくなってきているのではないかなと思っている中で、やはり当町といたしましても、この国保税の徴収率を少しでも上げる努力をする中で、そういう部分については、今の、住民課長も説明していましたが、その都度その都度、しっかりと説明をするように指導もしておりますし、実際そのような状況になっているということでご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この国保の、そもそもの問題、ここで町長と話しても仕方ない問題なので省きますが、住民課長言われるように、この44条の、住民課長言われたことは、国保税の減免や免除のことになると思いますね。

この、どうしても国保税だけというふうに目がいってしまうのかなというふうに思うので、医療費の減免、免除というものも、この44条の中にはありますので、そういう点では、病院ですね、病院にもぜひ、患者さんに知っていただけるような、何かそういうものを、案内じゃないんですが、ちょっと掲示的な、そういうものをしていただけると、こういう制度があるんだということで、医者にかかった患者さんが、困った人があったときには、こういうことが使えるということにもなるのかなと思うので、事務長いかがですかね、その病院への、この44条に関しての掲載に関しては。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいま44条の制度の説明の掲示をとということでご質問がありました。東陽病院のほうにつきましても、そちらの患者さんに周知してまいりたいとは思っておりますので、住民課と相談して掲示できるように、体制を整えていきたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。ぜひ、病院に来た人にも、こういう制度があるということをおわかっていただければ、大きな前進かなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

最後に、介護について質問をいたします。再質問をいたします。

介護保険証を持っている人、全国で約600万人と言われております。65歳以上でも、18%ほどだと言われておりますが、当町での介護保険証を持っている人数と、それから65歳以上に占める割合、どれくらいなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 要介護認定者数につきましては、これ平成31年4月1日現在になりますが、1号被保険者1,326人になります。そのうち、要支援者が301名、要介護者が1,025名です。

認定率につきましては、65歳以上の認定率は15.91%になります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） ありがとうございます。

全国からすれば低いと、割合が低いということがわかりました。

それでも15%の、約16%の人が入っているということで、利用されている人というのは、この中の、またわずかになってくるのかなというふうに思いますが、2025年には、当町の高齢化率38%になるというふうな推計になっております。

地域密着型の通所介護施設、そして小規模多機能の施設などの要望が強まるのではないかなというふうには考えますが、課長どのように考え、思われますか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 地域密着型につきましては、現行のまま、なかなかふえることは少ないのかなとは思いますが、小規模多機能につきましては、平成30年度でプロポーザルやりまして、今年度1事業所を整備する予定になっております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

1施設ふえるということでは、需要に、要望に応じていけるのかなというふうには思いません。

私、光地域の木戸にある地域密着型の介護事業所に行きまして、利用者の様子、見てきました。非常にアットホームな感じで、印象、とても好印象で、認知症の利用者などは、自由に庭で散歩したりとかしている様子で好感が持てたわけですが、この地域密着型の介護事業所、これをやはりより充実したものといいますかね、こういう事業所というのは、もっとふえていく必要があるのかなと。大きいところは大きいなりの役目がありますし、小さいところは小さいなりの役目があるのかなと思いますが、この地域密着型の施設をふやしていく、充実させていくためには何が必要と、課長考えますか。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 地域密着型をふやしていくには何が必要かというご質問ですが、今現在のところ、確かに町内の利用施設、利用者等々ふえてはおりますが、やはり町に参入していただける事業者を探す、町としてもいかに探しながら事業所を開設していただくことが望まれるとは思いますが、今のところなかなか思うような事業者といいますか、が、相談等には来ていないのが現状でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） では、今後の横芝光の介護事業を、どのように充実させていくかという
ことで、福祉課は大変な時代になっていくのかな、福祉課だけではございませんが。

何ていいますかね、本当に、この過疎の町になっていくんではないかという、この横芝光
町の将来の介護のあり方が求められると思うんです。町だけが、こういう形でやっていき
たいというのではなくて、町と地域住民とが、ともに考えて事業を進めていく。これは非常に
大事になってくると思いますが、そのためにはどういう、そういうことが必要だと思います
が、そのためには何が必要と考えますか、課長。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 一応、第7期の介護保険事業計画が、もう終わりますが、今年度、
アンケートを、一応とりまして、それぞれ地域住民の方から、いろいろな要望等も聞き取り
する、したいとは思っております。

また、次年度に、第8期の介護保険事業計画も策定しますので、その計画の中に、いろい
ろな事業盛り込みながら実施していきたいとは思っておりますので、ご理解いただきたい
と思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） わかりました。

ぜひ次回の事業計画には、アンケートなど、いろいろな町民の意見を吸い上げられるよう
な意見が出るような形で、もうひと工夫していただければというふうには思いますので、そ
このところはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、地域包括支援センターのことですが、民間事業者に委託されている、非常に専門
性が求められるということで、私はその民間事業に委託することが全て悪いということと言
っているわけではないんですが、より充実した地域支援センター、地域包括支援センターを
目指す上で、今の支援センターがやっていることが不十分だということを行っているわけ
ではないんだけど、よりもう一つ上の相談とか、そういう町民に信頼されるといいますか、
ここに行けばというような、そういうようなものにするためには、やはり町がもう少し力
を入れて、力を入れるといいますかね、何かこう援助じゃないんですけども、何かもう一つ
力を入れてほしいと思うんですが、そのところはどのように。福祉課長、一生懸命やっ
ているということになるかと思いますが、一言お願ひしたいんですが。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（及川雅一君） 今のご質問ですが、町としましても、日々から連携を密にしなが
ら、より強化なものになるよう、研修等交えながら実施しておりますので、さらなる強化が
できるように努力していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 質問時間が迫っているということなので、地域包括支援センターの役
割が、本当に非常に大きくなっています。町の介護支援の充実には、欠かせないセンターと
いうことを申し上げまして、より一層の充実をお願いいたしまして、一般質問を終わりにい
たします。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前10時57分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

○12番（川島富士子君） 皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許
しを得まして、一般質問させていただきます。

美しい調和という英訳の令和の新時代が、激動の国際政治の中で始まりました。平成の30
年余り、大災害や人口減少、東アジア情勢の不安定化にも直面しました。引き続き課題解決
へ、国民全体を考え、かつ一人に寄り添う政治を願ってやみません。

ともあれ私自身、今後4年間、町民の皆様から受けた負託の使命と責任を忘れることなく、
大衆とともにとの立党精神と、生命、生活、生存を最大に尊重する中道主義、人間主義を貫
き期待に応えることをお誓いし質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、優しさと思いやりあふれるまちづくりについて、4点お伺いいたします。

1点目として、役場におけるパスポートの手續について伺います。

パスポートの申請や受け取りの手續が町役場で可能になれば、町民から近くになり便利になったと喜びの声が上がってくると確信いたします。町民の利便性の観点から、早期実現が望まれますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、障害者手帳のカード型導入について伺います。

2020年東京五輪パラリンピックに向け、公共交通機関における障害者の利便性向上が求められています。

そのような中、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の様式などを定めた厚生労働省の省令が改正され、本年4月から交付主体の都道府県や政令指定都市、中核市の判断でカード型の手帳が発行できることになりました。運転免許証などと同じサイズで、駅などの公共交通機関で提示しやすくなります。一方で、自治体がカード型を導入する場合でも、従来の手帳とあわせ希望によって選ぶことができるようではありますが、カード型の導入は自治体の判断に委ねられています。

そこで本町に住む当事者が希望されている場合、カード型の交付は、どのように受けられるのでしょうか。当局のご所見をお尋ねいたします。

3点目として、ドナー助成制度の導入について伺います。

本年2月12日、競泳女子日本代表の選手が白血病を公表したことを受け、骨髄バンクへの関心が高まっています。公表以来、全国から、日本骨髄バンクへの問い合わせが続いているそうです。ふだんは1日に5、6件でしたが、公表後3日間で1,400件を超え、ドナー登録も急増したそうであります。

しかし実際に、骨髄移植の提供を受けるには、白血球の型、HLA型が適合する必要があります。HLA型が一致しても、ドナーが骨髄採取のために休暇を取得する負担は大きく提供に至らないケースも多々あるそうです。

そこで、ドナーが、骨髄を提供しやすい環境づくりを強く求めるものであります。

現在、助成に乗り出す自治体がふえているそうですが、本町においても、ドナーと、その勤務先に対する助成制度の導入は喫緊の課題と考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

4点目として、健康ポイント事業の導入について伺います。

これまでも健康関連の質問を、たびたびさせていただいてまいりましたが、人生百年時代

の高齢化率が高くなっている今こそ、改めて健康の大切さ、健康寿命への取り組みが今後一層重要であると強く考えます。年齢を重ねても元気で長生きできるような施策や仕組みづくりが必須であります。

そこで、生涯を通じた健康づくりを推進するため、町民が自主的、積極的に楽しみながら健康づくりに取り組むことを目的に、参加できる健康ポイント事業を導入すべきではないでしょうか。ご見解を伺います。

第2に、安全で安心なまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目として、北清水東区交差点における安全対策について伺います。

清長大橋を挟み、広域農道の完全通行も大分近くなってきたのではと推察いたします。地元住民にとっては、これまでのような事故が起きなければと不安が増し、大変危惧している場所であります。これまでも、地元議員の皆様が、質問されてきたところであります。

しかしながら、全国はもとより、県内においても、事故が多い昨今でありながら、多額の費用がかかる交差点への信号機設置は、優先順位に厳しく見通せない状況でございます。

であるならば、山武市のようなチャッターバーを設置するなど、何らかの対策を考えていただきたいと切望するものであります。町はどのようにお考えかお聞かせ願います。

2点目として、横芝小学校区、スーパーカスミ付近踏切下の通学路について伺います。

現場は、横芝小学校の通学路になっているスーパーカスミ付近の踏切から下がった道路であります。交通量が多い上、道幅が狭く、対向車が避けようとした車が歩道に侵入し児童と接触する事故が起きることから、通学路に車両の進入を防ぐポールが設置され現在に至るところでございます。

しかしながら、通行車両の減速にはつながったものの、登校時間帯には依然として通勤、通学の自動車、自転車が往来し、とても危険であります。通学児童を持つ親御様からは、危ない上、踏切も自動車、自転車の往来で、なかなか渡れず、せめて通学時間帯だけでも、自動車を通行どめにしてほしいなどの声が寄せられております。

そこで以前、旧横芝中付近に、数枚取りつけたスクールゾーンの標識を設置するなど、対応をお考えいただきたいと切望いたしますが、当局のご見解を伺います。

3点目として、自転車保険の加入促進について伺います。

誰もが気軽に乗り日常生活に欠かせない乗り物である自転車ですが、近年、自転車による事故の裁判で高額な賠償を命じられるケースが相次いでいます。自転車は環境に優しい交通手段で、身近で多くの人々が利用し、普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にはほぼ匹敵し

ます。そのため、歩行者やほかの自転車を巻き込んだ事故は、一向に減ることがありません。

道路交通法上、自転車は、車両の一種、軽車両であります。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また、相手にけがを負わせた場合や物を壊した場合は、民事上の損害賠償責任も発生します。相手を死亡させたり意識が戻らないなどの重傷を負わせた自転車事故で、民事裁判となり数千万円に上る賠償を求められるケースが相次いでいます。

そこで万一の事態への備えが必要であります。特に事故を起こした自転車運転者の約4割が、20歳未満であることから、保護者の保険加入の必要性も指摘されております。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴であります。

このため、通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人が対象に、住民に自転車保険の加入を進める自治体がふえています。

そこでお伺いいたします。

1、本町の自転車事故の現状、2、町民の自転車保険の加入状況とその促進と周知について、3、町はどのように認識し取り組もうとお考えかをお尋ねいたします。

4点目として、横芝駅鉄道利用における高齢者や障害者等のアクセシビリティの実現に向けた取り組みについて伺います。

高齢者や障害者を含む全ての人が、公共交通や交通機関などを快適に利用できるまちづくりを目指すバリアフリー新法は、公明党が強力に推進し、2006年6月に成立、同年12月20日に施行されてから12年が過ぎました。さらに国内外から多くの高齢者や障害者が観戦に訪れることが見込まれる2020年の東京五輪パラリンピックを見据え、バリアフリー化に向けた取り組みを一層進めるために、昨年11月から改正法が施行されております。

横芝駅のさらなるバリアフリー化の実現として、何といたっても町民待望のエレベーター設置は言うまでもありません。これまでも数回にわたり当局に問うてきたわけですが、高齢化率の高い本町にあっては何よりニーズが高く、必要性を叫ばれる町民が日増しにふえていることは周知の事実でございます。

とにかく喫緊の課題であり、全ての人に快適な公共交通機関にすべきであることから、バリアフリー新法をどう考え、どう急がれて取り組まれるのか、当局のご所見を伺い、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、優しさと思いやりのあふれるまちづくりについてのうち、役場におけるパスポートの手続についてと、安全で安心なまちづくりについてのうち、横芝駅鉄道利用における高齢者や障害者等のアクセシビリティの実現に向けた取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、旅券事務、いわゆるパスポートについては、中央旅券事務所、地域振興事務所及び千葉県から権限移譲を受けた市町で行っています。

平成16年の旅券法改正により、平成18年3月20日から、市町村窓口で、旅券の申請、交付を行うことが可能となり、平成28年7月から、市川市及び浦安市でパスポート窓口業務を開始し、現在26の市町で申請交付を行っています。今年度も山武市などが、開始の準備を進めており、県は全市町村に旅券の申請交付事務の移譲について、令和2年度末までの完了を見込んでおります。

住民課窓口で、パスポートの手続を行うことは、戸籍謄抄本の取得と旅券の申請、交付が1カ所で済み、町民の利便性が向上し、町民サービスにつながることから、旅券の申請、交付事務の開始に向け、千葉県と協議を進め、準備が整い次第、パスポート窓口を開設したいと考えております。

次に、横芝駅鉄道利用における高齢者や障害者等のアクセシビリティの実現に向けた取り組みについてお答えをいたします。

横芝駅につきましては、高齢者や障害のある方を含めても、誰もが利用しやすいようにするため、従来からJR東日本に対して要望活動を行ってきております。

本年1月には、町内の広い分野から、さまざまなご意見をいただき、横芝駅の利便性向上を図るため、議長、社会福祉協議会会長、横芝敬愛高等学校長などで構成する横芝光町JR横芝駅利便性向上促進協議会を設立し、本年4月に、JR東日本千葉支社長へ、横芝駅のバリアフリー化や発着便の増加などを要望いたしました。

その際、ＪＲ東日本千葉支社長から、バリアフリー化については、エレベーターの設置を含む国・町の費用負担等の協力を前提に検討を進めるとの回答をいただきました。

今後も引き続きＪＲ東日本に対して、横芝駅の利便性及び快適性向上に向けて積極的に協議要望を行い、特にエレベーターの設置については、早期実現に向け、今後も精力的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱１点目、優しさと思いやりのあふれるまちづくりについてのうち、障害者手帳のカード型導入についてお答えいたします。

障害者手帳については、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の改正により、平成31年４月から、自治体の判断でカードでの交付が可能となりました。

障害者手帳の交付については、町では、交付・收受等の窓口業務を行っておりますが、認定及び交付は、千葉県が行っております。

カード化については、現在、県において検討がされているところでございます。

利便性の向上に期待を寄せる意見があり、プライバシーの配慮、住所、氏名の変更、自動車税の減免、有料道路障害者割引等の記載方法を初め、各種事務処理に影響があると思われるので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員からの大綱１点目、優しさと思いやりのあふれるまちづくりについてのうち、ドナー助成制度の導入についてと健康ポイント事業の導入についてにお答えいたします。

初めに、ドナー助成制度の導入についてであります。平成30年３月、定例会での一般質問の際に、登録の現状、実施自治体の取り組み状況、効果、今後の見通し等を注視しながら、調査研究してまいりたい旨をご答弁申し上げました。

骨髄移植は、白血病やその他血液の病気に有効な治療法として確立されており、今年2月に、有名スポーツ選手による白血病治療の公表を受けてからは、骨髄移植などへの関心が高まり、骨髄バンクへのドナー登録者数が全国的に増加している状況が伺えます。

町では、昨年、8月と10月に、健康づくりセンター「プラム」において、千葉県骨髄バンク推進連絡会によるパネル展に協力させていただいたほか、ドナー登録についてのポスター掲示、町ホームページへの掲載や成人式、献血会場でのパンフレット配布等により啓発を行いました。

町の骨髄バンクドナー登録者数の状況を、千葉県赤十字血液センターへ確認したところ、平成30年3月末現在で45名となっており、さらに昨年度に町民会館で4回にわたり実施いたしました献血時には12名の新規登録があったとのことであります。

一方、ドナー支援制度については、千葉県が平成29年8月に、骨髄等を提供したドナー本人や、そのドナーに骨髄移植時の入院等のため、ドナー休暇を付与した事業所に対して、市町村が助成した場合に、その2分の1を補助する助成制度が制定されました。

県内では、平成31年3月末現在で、21市町において助成制度が制定されており、さらに12市町が今年度中に新たに制度化する予定となっております。

町といたしましても、助成制度の趣旨や県内の状況を踏まえ、制度化を目指してまいりたいと考えております。

次に、健康ポイント事業の導入についてであります。平成25年9月定例会と平成27年9月定例会での一般質問の際には、実施市町の事業効果などを調査し、その回答結果から、当該事業には一長一短があり、導入に当たっては慎重な判断が必要な旨をご答弁申し上げました。

現在のところ、県内では、18市町において、健康マイレージ事業や健康ポイント事業として導入されております。

導入手法の一例といたしましては、自治体の実施主体となっております各種健診への受診者や健康に関する事業、イベント等の健康関連活動への参加者に対して、ポイントの付与、または健診結果に応じたポイントを付与し、健康ポイントを一定以上ためて応募すると、抽せんにより健康関連の記念品、商品券や地元特産品等を贈呈している事例や、獲得ポイントに応じて記念品との交換や協力店で各種サービスが受けられるサービスカードを交付している事例など、自治体独自の工夫がされております。

導入には、健康分野だけでなく、医療費の抑制、介護予防、経済対策等の多岐にわたる分

野での複合的な取り組みや、地域を限定的にせず広域的な取り組みが必要であると考えております。

健康志向の高まりを受け、健康寿命の拡大につながることは認識しておりますので、実施手法等を総合的に勘案し、民間活力を生かした取り組み等も含め、調査研究してまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱２点目、安全で安心なまちづくりについての北清水東区交差点における安全対策についてお答えいたします。

ご要望の箇所は、北清水集会所の北側に位置し、清長大橋から県道横芝上堺線へ向かう町道Ⅰ－14号線と、栗山地区から屋形地区を結ぶ町道Ⅰ－13号線の交差点であります。

この交差点では、過去に、物損事故や人身事故も発生していることから、所轄の山武警察署と現地調査を行った結果、安全対策といたしまして、町道Ⅰ－14号線側に一時停止、とまれの交通規制が行われました。

さらには、町道Ⅰ－14号線にカラー舗装や、交差点手前４方向に十字路ありの警戒標識と注意、この先交差点ありの案内看板を設置するなどをして、注意喚起を促している状況にあります。

しかしながら、今後、千葉県山武土木事務所による県道横芝停車場白浜線と町道Ⅰ－14号線の交差点改良がなされた暁には、町道Ⅰ－14号線の交通量もふえると予想されますので、この北清水東区交差点の安全対策については、所轄の山武警察署と逐次協議をしてまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 椎名雄一君登壇〕

○教育課長（椎名雄一君） 川島富士子議員の安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、横芝小学校区、スーパーカスミ付近踏切下の通学路についてお答えします。

スーパーカスミ付近踏切下の町道につきましては、横芝小学校の通学路であり、安全対策強化エリアであるスクールゾーンとなっております。

ご質問の箇所につきましては、横芝光町通学路交通安全プログラムに基づき、平成26年度

から実施している通学路の合同点検におきましても、危険箇所として抽出されており、対策として白線の引き直しや児童への交通安全教育の徹底等の措置が講じられたところであります。

しかしながら、依然として、危険箇所であるとのこと指摘がありますことから、横芝中学校において実施されたスクールゾーンの表示板設置事例等を参考に、スクールゾーンの安全性確保を図るため、通学時間帯の通行自粛をお願いする表示板等の設置に向けて関係課に働きかけながら対策を進めていきたいと考えております。

また、国土交通省や関係機関が作成している通学路及びスクールゾーンの安全対策に係る整備ガイドライン等においても、対策の用途に応じた交通安全対策事例や手順が示されていることから、継続的に当該箇所の合同点検を行い、関係機関である山武警察署、道路管理者等から、安全確保に向けた対策に関する助言を得ながら、対策内容の改善、充実を図りたいと考えております。

〔教育課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、自転車保険の加入促進についてお答えいたします。

自転車は、環境負荷もなく、健康増進に役立つ交通手段でもあり、子供から高齢者まで幅広く利用され、私たちの日常生活に密着している乗り物です。

しかしながら、近年では、自転車による事故の裁判で高額の賠償が命じられる例が相次ぎ、被害者保護と加害者の経済的負担の軽減のために、自治体による自転車保険加入の義務化の動きが全国的に広がりました。

千葉県では、平成29年4月1日に、千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、自転車利用者は自転車事故の賠償に備えた保険の加入に努めることとされ、努力義務となっております。

町では、山武警察署は交通安全協会との関係機関と連携を図りながら加入促進に取り組んでまいります。

なお、平成30年の交通事故件数でございますが、千葉県で1万7,374件、このうち自転車にかかわるものにつきましては4,287件、24.7%、前年に比べ20件の増でございます。

山武警察署管内につきましては26件、前年に比べますと6件の増という数字となっております。

ます。

以上でございます。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問をさせていただきます。

まず初めに、町長のほうからご答弁いただきましたパスポートの手続について、よくわかりました。ご答弁は要りません。

ただ、早期移譲を、ぜひ県のほうに要望していただきたいということと、県のほうから交付金は、どのくらい来るかというのを、ちょっと聞きたいと思ったんですけれども、前向きに取り組まれるということでもありますので、最悪令和2年度末までということでもありますので、受け入れの準備を積極的に進めていただきたいというふうに要望いたします。

次に、障害者手帳のカード型導入についてでありますけれども、ここはぜひ、県の事業ということもありまして、副町長にご意見を伺いたいというふうに思いますけれども、障害者1級の認定を受け、16年の歳月がたったある方が、このように言われております。

障害者手帳は、バスなど交通機関の利用時や美術館等の入館時など、日常で使用する機会が多く、たびたび提示しなければならないので、現行の紙ではすり切れたり角が折れたり破損してしまうことがあります。また、汚れも気になりますし持ち運びに不便です。このような声を伺いました。

このようなカード型を希望する人のために、一日も早く障害者の手元に届くように、県に早期導入の要望をしていただきたいと懇願をいたしますけれども、副町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 県のほうにも積極的な働きかけを行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、ドナー助成制度の導入についてであります。

たびたび取り上げてきたドナー助成制度でありますけれども、本当に、このドナー登録にできるのが、年齢の、本当に区分があって、ドナー提供、骨髄提供について十分理解している人で、18歳から54歳までの健康な人、体重が男性は45キロ以上、女性は40キロ以上である

ことも条件ということで、非常に枠が厳しく、その中でも、先ほどありましたように、一競泳選手のことを受けて、今、全国的に救っていきたいという機運が盛り上がっているところでもありますけれども、私は町長にぜひ、日本赤十字社横芝分区長という、こういう肩書だけでなく、本当に心を入れた、本当に分区長であっていただきたいというふうに思いますし、一人でも多くのとうとい命を救うために、登録者がふえた分だけ助かる命があるということで、ドナー登録がふえるよう制度を、課長のお話で、本当に町民の皆さんに周知して下さっているというのも十分伝わってまいりましたけれども、これからも今まで以上に、登録者増につなげていただけるように周知をしていただきたいと思いますが、ぜひこのところは、何度も取り上げますけれども、課長、進捗を伺っていきたいというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、分区長の町長のご決意を伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に今、川島富士子議員おっしゃられたとおり、これ登録者数の増大が、助かる命に直結しているということでございますので、積極的に、これは進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 21町村プラス12ということで、その12に、何でうちの町が入っていなかったという、そういうような寂しい思いでいっぱいでございます。ぜひ前向きに、一日も早く取り組んでいただきたいと思います。

次に、健康ポイント事業の導入についてでありますけれども、このことも健康マイレージ、健康ポイント事業、名前は違えども内容は似たようなものなのかなという。隣の匝瑳市でもやっておりますし、山武市でもということで、一日も早く取り組んでいただきたいという思いでいっぱいです。

とにかく、栄町の例も、30年、昨年6月25日の千葉日報に、効果ありというふうに記事の掲載があったわけですがけれども、ただいま私が知っている範囲では、長柄町では千葉大学が総務省の補助事業を活用して、活動量計を用いたシステムを開発したNTTとマッチングして長柄町でスタートしているとか、そういったやり方もありますし、昨今では、これはすごくいいやり方だと思ったのが長南町、長南町のポイント事業、ちよな丸ポイント何とかというあれでしたけれども、予算をかけないで町民の皆さんの健康を守るということで、6月1日付の人口は、わずか7,941人なんです。その中で、人口は減っているにもかかわらず申請がその、6月1日段階で554人あったという。たしかことしの3月ぐらいにやるというふ

うに決まった事業だと思えますけれども、非常に町民の健康意識が高いというあらわれだと思えます。

ですが、長南町が、何ですごいかというと、予算をかけないで、町の多くの人に健康になってもらいたいという。予算は、では幾らかかったんですかと伺ったときに、108万円だそうです。この108万円のうち、1,000冊の手帳を用意して、クオカード80万、500ポイントになると500円のクオカード、1,000ポイントになると1,000円のクオカードだそうですけれども、多角的なポイントの使い方をしているようなので、ぜひこの長南町のやり方というのは、うちの町に合うのではないかなというふうに思いましたので、研究していただきたいと思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 健康ポイントにつきましては、議員おっしゃられたとおり、住民の方の健康意識を高めること、また健康への、無関心の方と言ったらおかしいですけども、そういう方に目を向けさせるということで、ある一定の効果のほうはあるのかなというふうには考えております。

先ほど長柄町というお話もございましたけれども、いろいろなケースを検討しながら、費用対効果を見ながら、調査研究は続けてまいりたいというふうには考えております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 最後に言ったのは長南町でありますので、長南町をぜひちょっと研究していただきたいというふうに思います。

厚生労働省が、ウォーキングと医療費削減の関係を調査した研究で、1万歩は約14円の価値で、1日1万歩を続けた場合、年間の医療費は約5,000円減ると言われております。ウォーキングによって高血圧や糖尿病などの生活習慣病が改善できるほか、鬱病や認知症にも効果をもたらすとされております。ある研究では、1日25分のウォーキングで寿命が7年延びると言われております。

このようなことから、ぜひ町民の皆さんの健康意識を高めるきっかけになるのではないかと期待できますので、健康づくりの一層の推進に向け、ぜひ早期に環境を整えてほしいと切望いたします。よろしく願いいたします。

次に、北清水東区交差点における安全対策についてであります。

地元議員が、たびたび質問してきたところでもございますし、地元の方がどれほど心配をしているかということもお伝えできたかなと思っております。

答弁は要りませんがぜひ、チャッターバーと言ってしまいました。山武市がチャッターバーやって。でも、車が来なければ、そこをよけて通っているというのも、山武市の方に聞きました。そういった危ないものはどうかなというふうにも思いますけれども、交差点の安全性向上を推進し、路面標示も目立つペイント色、今茶色ですよね。目立つペイント色になるカラー塗装の修復や滑りどめ、また旧光町にあります波状道路の導入など、とにかく具体的な改善に向け早急に取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

次に、横芝小学校区、スーパーカスミ付近踏切下の通学路についてでございます。

これは、何課にもまたがっているのかなというふうに思いました。道路管理は都市建設課、またスクールゾーンの看板や交通安全指導は環境防災課なのかなと。また通学路の総点検、学校挙げては教育課という。何課にもまたがっているということもありますけれども、大切な町の宝である子供たちの命、本当に守るために、皆さんでぜひ連携をしていただいて守っていただきたいというふうに思います。

そこでまず、道路管理として都市建設課長に伺います。

すぐやる課って私は思っております。もう頼むとすぐやっていただける、そういうすばらしい課だというふうに思っておりますけれども、応急手当てだけの、今でこぼこした道路になっておりますので、狭く危ない道路で、抜本的な安全対策が必要な実態があると思っておりますが、答弁いただいておりますけれども、もう一言だけご決意をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） スーパーカスミの下の踏切からの道路でございますが、都市建設課のほうでも、朝夕は交通量も非常に多い、また通学の生徒児童も結構通っているというのは認識しております、大切な道路だというふうには考えております。

応急手当てという話ありましたので、ふだんから道路パトロール等の、一つには入れてありますので、今後も定期的にパトロールを行いまして、段差等があれば早急に対応して安全を確保していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

教育課長のほうから、スクールゾーンの電柱に張ってある看板のご回答もいただきましたけれども、山武市の大富小は、大高醤油さんのところの道路に、大きくスクールゾーンという路面標示もされているところもあるんです。路面標示となると、今度、都市建設課なのかなというふうに思いますし、その辺も、どちらが注意喚起に有効なのか、看板もあり、また

路面標示もありと思いますので、調査研究していただきたいというふうに思います。

次に、環境防災課長に伺います。

警察官によるパトロールの強化、これは、学校側から警察との連携なのかわかりませんが、長柄町では朝、警察官が子供たちの歩いているところに立つだけで、もう注意喚起になって、自然に車が減速するという。とにかく注意しながら車もスピードを出さないようになるというね。それは、どこ、誰でも、どこでも、やはり警官が立っているというだけで、一瞬はっというふうに思うのは、人間の、やはり心理ではないかなというふうに思うんですけども、警察官によるパトロールの強化ということはできないかどうか、それと、通学路への、特に事故を懸念する、その場所に防犯カメラの設置というのはいかがなものか、お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員の、警察官のほうのですね、とのそういったお願いですけれども、これは、環境防災課、交通安全の担当課ですので、山武警察署に強く働きかけていきたいと思っております。

また、防犯カメラの設置でございますが、これについては今後ちょっと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

参考までに、教育課長、もしおわかりになれば教えていただきたいというふうに思います。

踏切をなかなか渡れないという子供たちの現実があるわけです。子供、自動車の往来と、自転車が通ったり、あの狭い踏切を、なかなか渡れず待っているという実態があります。

万万が一の場合、いざというとき、非常ボタンのあること、またその使い方、知っているのでしょうか。安全指導をどのように行っていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（椎名雄一君） 現在のところは、児童に、そういう指導はしていないと思われま

す。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） それは必要ないと思われるのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 必要ないということではなくて、子供たちにも、当然そういう指導はしなければいけないわけですが、仮に指導することによって、かえっていたずらのなものが困るということもあります。それが1点です。

それから、私実際に横芝小にいたときに、通学路等の一部変更したこともあるんです。今の質問とはちょっと違って大変恐縮ですが、それでも行くところ行くところで、必ず不安全というか安全ではない場所が、必ずどこか1カ所つながってしまうということから、今のような状況下に戻しつつあるというのが現状でございますので、それを含んでおいていただければありがたい。

全てが解決するということになる、5年や10年では、とてもじゃないけれども直らないだろうと。ただ今の安全でない部分については、早急に考えていかなければいけないだろうということは十分承知をしております。以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） ありがとうございます。早急かつ徹底した調査点検の実施と意識啓発を含む緊急的な措置をお願いしたいというふうに思います。

次に、自転車保険の加入促進についてでありますけれども、通告に細かいご質問をお届けしていなかったのも、もしお答えいただければ結構ですが、参考までに伺いたいと思います。

「ヨリドコロ」にレンタル自転車があると思いますけれども、自転車の保険加入の状況というのは、どうなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業課長。

○産業課長（熱田雅之君） 申しわけございません。現在まだ把握してございませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） あと、環境防災課長、もしおわかりになればですが、交通傷害保険というのが、町で毎年やっていますよね。あの中に、自転車保険というのは盛り込まれているんでしょうか。盛り込むことができるんでしょうか。お教え願います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 交通災害共済、環境防災課のほうで取りまとめているものですよ。それについては、自転車保険ということではなくて、交通事故に遭った際に対しての保険ですので、自転車保険というのは、盛り込んでいないと認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。

町の交通災害共済に、その自転車保険を盛り込むというのは可能かどうか、もし、町長おわかりになれば。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 町で行っております自動車の交通事故の災害共済につきましては、これは事故を受けた際の見舞金という性格でございますので、自転車保険のほうにつきましては、加害者となった場合の賠償責任ということですので、これを組み合わせることは現在の制度ではできないと考えております。

これは、民間の保険会社等を有効に活用していただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） わかりました。ありがとうございます。

最後に、町長からいただきました横芝駅鉄道利用における取り組みでございますけれども、現在反対ホームに1人で行けない利用者はいらっしゃるのでしょうか。また、どのようにされているか、参考までにお教え願います。

○議長（鈴木克征君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 反対ホームに行けない利用者の方ということですよ。

恐らくは、反対ホームをどうしても利用しなければいけないときは、横芝駅ではなくて、その前後の駅に行くことによって、反対車線に行けるような駅を利用していると思われまして、以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 2020年までに、乗降客数3,000人以上の駅を完了させるという国交省の流れだというふうに思っております。

しかしながら富山県の黒部市では、3,000人足らない駅でも国の補助金、県の補助金、また市でエレベーターを2基設置したという、こういった実例もございますので、ぜひ町長の前向きな、すごい答弁、よく伝わってまいりましたけれども、せんだって町の方から、エレベーターができるまでに死んじゃうよって、そういうお話も耳に入ってきました。そうであるならば、このエレベーターができるまでの代替えとして、可能な限り1番線に停車できるよう、可能な限りですけれども、1番線に停車できるよう、主信号機の中の場内信号機にお

いて、何番線に進入するという指示、1番線に進入してくださいという指示を、していただく方を要望するということではできないのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そうですね。先ほど企画空港課長が答えましたけれども、ちなみに私の母親につきましては、成東駅まで迎えに行っているというのが現状であります。また、横芝駅において、要するに下りも1番線というのかな、ではなくて3番線なのかな……

〔「1番線ですね……」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 要するに乗降口のところでとめるというのは、機械的に無理だというお話を聞かされています。

それと、あと2020年までにとのお話でございますけれども、可能性として2020年にできる努力を今、最大限しているところでございます。まだ決定はしておりませんが、可能性はあるというようなお話も聞かされていますので、できる限り努力してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 高齢者や障害者でも健常者と同じように公共交通機関などを利用できるアクセシビリティは、世界各国が重視している考え方だそうであります。ぜひ、町長の今の答弁に期待したいというふうに思っておりますし、頑張ってくださいというふうに思います。

最後に、人口減少、少子高齢化、頻発する災害等への対応は、政治が安定しなければ乗り越えられないというふうに思います。ましてや、自分たちの声は届かないと、町民が思っているのは、政治に信頼は生まれません。政治に信頼と希望が生まれるために、小さな声を聞く一人であり続けたいと、改めて決意をしているところでございます。

今後4年間、町長を初め執行部の皆様には、大変にお世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時03分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 横芝光町消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第2号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第3号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） この引き下げと、逆に引き上げということになっているわけですが、この引き下げに関しては医療分、それから引き上げに関しては後期高齢者支援分ということだと思いますが、それでよろしいでしょうか、その認識で。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） そのとおりでございます。

県の試算を参考にさせていただきながら、町で試算したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） そうしますと、この県の標準税率を参考にして改めて決めたのが、今回の決定額ということよろしいですね。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（鈴木正広君） そのとおりでございます。

〔6番議員「わかりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔6番議員「討論」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） それでは討論をさせていただきます。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

千葉県から示された標準保険税率に基づき改正された今回の改正案では、国保加入者の多くが引き下がることとなります。しかし、医療分は引き下がるものの、後期高齢者支援金分は引き上がることとなります。

私は以前よりも、以前より高過ぎる国保税の引き下げを主張し、医療分は引き下げとなりますが、後期高齢者支援金分が引き上がることに対しては納得できません。医療分の引き下げに関しては評価できるものですが、引き上げを伴う今回の改正案には賛成することができません。

よって、反対することとし討論といたします。

○議長（鈴木克征君） 川島仁議員。

○11番（川島 仁君） 私は、議案第3号について賛成する立場から討論いたします。

本案については、国民健康保険制度の広域化に伴い、平成30年度から県が国保財政の運営に責任主体となり、県から示される標準保険税率を参考に町が保険税率を決定することになりましたが、現行の税率では約3,148名余りが過大に徴収されることと試算されております。

令和元年度国民健康保険事業を執行することに加え、将来にわたり持続可能な制度を確保するためには、必要な税率及び額での税率改正と考えます。

以上の理由から、私は、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

〔「議長、採決」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第4号 横芝光町駅前広場条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

- 12番（川島富士子君） この議案に対して、反対ではないんですけれども、一つご質問させていただきたいと思います。

現在、車椅子マークだけだと思いますが、ハートマークとか内部障害のマーク等の看板の設置のご予定があるかどうか、そして思いやりスペースを広げるご予定があるかどうか伺いたいと思います。

- 議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

- 都市建設課長（川島敏彦君） 駐車スペースについてお答えいたします。

駅前広場が、4月15日からオープンいたしました、駐車場がです。それをもちまして、一般の方から障害者のスペースが少ないのではないかと。また、車椅子の人から、人しか使えないのではないかとというご意見もいただいたところ、川島富士子議員のほうからもご意見をいただきました。

それらを踏まえまして、企業のほうに、要望をさせていただきました。障害者スペースを思いやりスペースというふうに変えていただき、足の悪い方や妊婦さん、または疾病を持っている人も近くにとめられるような看板等を設置していただけないだろうか、またスペースのほうもふやしていただけないかという相談をしたところ、看板のほうは早々に対応していただけると。また、スペースのほうも、検討してくださるというような状況でございます。

以上でございます。

- 議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

- 12番（川島富士子君） 早速のお取り組みありがとうございます。ぜひ、完成に向けて見守っていただけますように、よろしく願いいたします。

あと質問というよりも、私のほうから、ぜひこの機会できなくて、なかなか言えないので、福祉課長のほうに要望をさせていただきたいと思います。

民間委託ということで、今まで指定管理者、東町区がやっていたときには、障害者手帳をお持ちの方に関しては駐車料金取られないサービスがあったわけでありましてけれども、民間委託になりましてから健常者と同じように支払って使うということがありまして、障害者手帳を持っている方から、そういった苦情等、何ですか、なくなって非常に残念だという声が届いております。

せんだって、宮菌議員から、はり・きゅうの質問もありましたけれども、特定疾患見舞金もそうですよね。山武市は半額にして、うちの町は完全に廃止した。そういった、あらゆる面で、障害の方がサービス低下につながらないように、少しでも見直せるところは見直してほしいという要望をさせていただきます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第5号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第6号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第7号 町道路線の認定及び変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第8号 令和元年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 補正の中で、町長に伺うのはいかなものかとも思うんですけれども、9ページ、町立保育所保育委託事業また事務費とありますけれども、保育士が少なくなつて実際、保育士の確保に、町立ですね、町立の保育士の確保に、町当局が大変な思いをされているという事実もありました。

そういう中で、今後、町立保育所の、このままやっていくのか、この保育士に伴う行方というか、ちょっと今の心境を町長からお伺いしたいのと、13ページのプレミアム付商品券事業に係る時間外勤務手当、これ何人分か、聞きそびれたかわかりませんがお教え願います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいまの横芝光町営の保育所が、ご承知のとおり3カ所ある中で、確かに保育士を、外部から委託しているところも実際あるわけでありましてけれども、今後、ただ子供の数の減少等、どういうふうに、抜本的な方向づけもしなければならぬのではないかとというような思いでございます。

ただ、今の段階で、ここをこうしてこうしようというふうに思っていないんですが、ただ近い将来、やはり統廃合等の効率的な町立保育所の運営を資する必要は、それ近い将来来るのではないかとこのような思いの中で進めていっております。

しかしながら、子供たちの保育に支障の起きないように、最大限努力しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） 今回の補正でお願いをいたしました時間外勤務手当でございますが、これはプレミアム付商品券発行事業に係る分で、3課で延べ240時間を見込んでおります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第9号 令和元年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 産科病棟階等の改修工事、監理業務委託ですが、これの、専門業者ということで説明がありました。専門業者名を教えてくださいと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） ただいま監理業務の委託業者名ということでご質問がございましたが、監理業務につきましては病院の構造ですとか、あと今回、設計していただいた設計書等突合する関係もございますので、そういった部分では今回こちらの3階病棟等改修工事の設計業務を委託した業者が適切かなということで考えてはおります。

ちなみに、設計業者につきましては、千都設計事務所でございます。

〔6番議員「もう一度」と発言〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 千都設計事務所でございます。

〔6番議員「わかりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第10号 横芝光町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、押尾良晴氏の入場を求めます。

〔押尾良晴君入場〕

○議長（鈴木克征君） ただいま押尾良晴氏の教育長の任命について同意されましたので、押尾良晴氏にご挨拶をいただきたいと思ひます。

ご登壇願ひます。

〔押尾良晴君登壇〕

○押尾良晴君 このたび、教育長として、議会において同意をしていただきました押尾良晴と申します。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

浅学非才の私でございますが、6月22日より、全ては子供たちの幸せのために全力投球をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔押尾良晴君降壇〕

○議長（鈴木克征君） ありがとうございます。

これで押尾氏は退場いたします。

〔押尾良晴君退場〕

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第11号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第12号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎特別委員会設置の件

○議長（鈴木克征君） 日程第14、特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

特別委員会設置については、議長発議とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

特別委員会の名称を配付の印刷物のとおり、議会改革特別委員会とし設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、名称を議会改革特別委員会とし設置することに決定いたしました。

続いて、特別委員会に付議されます案件についてお諮りいたします。

横芝光町の議員定数、議員報酬、政務活動費等、議会改革に関する調査及び検討を案件としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

続いて、委員構成についてお諮りいたします。

特別委員会の定数は、7名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の指名表のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、特別委員会の委員の定数を7名とし、委員については、お手元に配付の指名表のとおり選任することに決定しました。

ここで選任いたしました議会改革特別委員会において、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩します。

（午後 1時26分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時32分）

○議長（鈴木克征君） ここで報告いたします。

休憩中に、議会改革特別委員会が開かれ、正副委員長が決定いたしましたので、事務局長から報告いたします。

○事務局長（市原通雄君） それでは、報告申し上げます。

議会改革特別委員会委員長に、川島勝美議員、副委員長に鈴木唯夫議員。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 続いてお諮りいたします。

ただいまの議会改革特別委員会については、付議案件が終了するまで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、よってそのように決定しました。

◎請願及び陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第16、請願及び陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（川島 仁君） それでは、今期定例会において、民生文教常任委員会に付託されました請願4件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月4日午後4時33分から、委員8名全員出席のもと、付託案件につき審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。この請願は数年続けて出されており、意見書内容に共感ができるとの意見が多数あり、採決の結果、請願第1号は採択と決定しました。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。この請願も数年続けて提出されており、議会としても再度認めたいとの意見があり、採決の結果、請願第2号は採択と決定しました。

請願第3号 高過ぎる国民健康保険料（税）の引き下げの抜本的な改善を求める請願についてであります。当町の財政は非常に厳しい部分もあるので、国庫負担の見直しは必要と考えるので賛成するとの意見や、前回は本会議で否決になっている、意見書の提出先がはっきりしていないので反対する、本会議に提出された議案第3号の改正案では、ほとんどが減額となっているので反対するとの意見があり、採決の結果、請願第3号は不採択と決定しました。

請願第4号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する請願についてであります。国の財政ともかかわってくるので請願として提出されるのは時期尚早であるとの意見や、医療費全体が膨らんでいるのは確かなことであるので反対するとの意見があり、採決の結果、請願第4号は不採択と決定しました。

以上で審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、今期定例会において、総務経済常任委員会に付託された陳情3件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月4日午後4時33分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 主要農産物種子法の復活等を求める陳情書についてであります。陳情内容は理解できるものであります。既に県単位で条例制定等しているところもある状況で、この問題は1市町で対応すべき問題というよりも、町村会、市町会などで検討し、最終的には千葉県として結論を出す問題だと思います。については、今回は否決としたいと思いますという意見や、地方議会では採択している自治体は少ない状況ではあるが、今までも大きな役割を果たしてきたので、農家のために種子法の復活等を求めたいとの意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

次に、陳情第2号 議員報酬の改正に関する陳情書についてであります。報酬を引き上げる前に、議会としての役割を広く知らせることが先決であって時期尚早だと思いますという意見。さきの議会運営委員会で特別委員会を設置して、議員定数、議員報酬、政務活動費等の議会改革を審議する予定となっているので、この案件は継続審査とすべきであるとの意見があり、採決の結果、陳情第2号を継続審査と決定しました。

次に、陳情第3号 2019年からの消費税10%中止を求める陳情についてであります。国の政策として、社会保障等の充実を図るための必要不可欠な財源であり、引き上げは必要で不採択としたいという意見、日本経済や家計への深刻な影響を及ぼすと考えられ再延期に賛成しますという意見、消費税を10%に上げることで子ども・子育て支援等の社会保障費の財源として還元される、また財政力が弱い当町においても必要な財源であり大きな経済変動がない限り予定どおり引き上げるべきであるとの意見があり、採決の結果、陳情第3号は不採択と決定しました。

本会議において、ご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長及び総務経済常任委員会委員長から報告のありました請願4件、陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号ないし請願第4号、陳情第1号及び陳情第3号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、請願第3号 高過ぎる国民健康保険料（税）の引き下げへ抜本的改善を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号 主要農産物種子法の復活等を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号 2019年からの消費税10%中止を求める陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立少数。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） 民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 追加日程第1、発議第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木克征君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木克征君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和元年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 森 川 貴 恵

議 員 八 角 健 一